

豊田市業務継続計画 (B C P)

平成29年2月 改定版

目次

はじめに（BCP 改定の背景）	1
1 業務継続計画の目的と方針	3
（1）計画の目的	3
（2）計画の効果	4
（3）地域防災計画に対する業務継続計画の役割	4
（4）計画の方針	6
（5）決定権限者及び計画の指揮命令系統	7
（6）業務継続計画の推進体制と維持管理	7
（7）計画の発動と終結	8
（8）用語の定義	9
2 被害想定	10
【地震】	10
（1）想定地震	10
（2）被害想定	13
（3）市への影響	17
（4）本庁舎の被害予測と代替機能の確保	19
【風水害】	21
（1）過去の災害等	21
（2）想定条件	21
（3）市への影響	23
（4）本庁舎の被害予測と代替機能の確保	24
【参考：本庁舎の概要】	25
（1）庁舎構造	25
（2）本庁舎の非常用電源設備	26
3 非常時優先業務	27
（1）非常時優先業務の考え方	27
（2）非常時優先業務の選定及び優先基準	27
（3）非常時優先業務の選定結果	28
4 非常時優先業務実施のための体制	30
（1）部門別行動計画	30
（2）組織体制の強化	32

(3) 職員の参集体制.....	33
(4) 参集状況予測（勤務時間外発災時の参集予測）.....	34
(5) 安否確認と参集可否確認.....	37
(6) 班長・所属長不在の場合の意思決定権限.....	37
5 非常時優先業務実施のための業務執行環境.....	38
(1) 庁内各種情報システム機能の強化.....	38
(2) 庁舎内環境の整備.....	38
(3) 通信手段の確保と情報収集及び共有化.....	39
(4) 職員に対する後方支援.....	41
(5) 資機材等の確保.....	41
(6) 電力・燃料の確保.....	41
(7) 協定締結による協力体制の確立.....	42
6 今後の取組.....	45
(1) 計画の見直し.....	45
(2) 災害対策関連の計画・条例等の見直し.....	46
(3) 研修・訓練の実施.....	46
(4) 部門別行動計画の更新及び各対策部・対策班のマニュアル整備.....	47
(5) 指定管理者等への周知と連携.....	48
(6) 新しい技術等積極的な活用.....	48

【附属資料】（別添）

非常時優先業務一覧

はじめに（BCP改定の背景）

豊田市業務継続計画（BCP）の策定

本市では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、災害の予防、災害応急対策及び復旧・復興に関する総合的な防災計画として「豊田市地域防災計画」を定めている。しかしながら、近年に発生した大規模災害時の災害対応の教訓から、大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生する一方で、市庁舎や職員など行政自身も被災し、業務の中断など行政機能が低下する状況も想定される。市が被災した場合でも市としての責務を果たすため、地域防災計画を補完し、災害対応能力を強化する対策を講じる必要がある。

本市周辺の気候は、太平洋を流れる黒潮（暖流）の影響を受けて全般に温暖であり、夏期は高温多雨・冬期は少雨乾燥型といえる。しかしながら、本市は、昭和 34 年 9 月伊勢湾台風や昭和 47 年 7 月豪雨、平成 12 年 9 月東海豪雨など、市民の生命や財産に大きな被害をもたらした災害にたびたび見舞われてきた。また、明治 24 年 10 月濃尾地震や昭和 19 年 12 月東南海地震、昭和 20 年 1 月三河地震など、地震被害も受けている。

本市は、豊田市地域防災計画の見直しを毎年着実に実施するとともに、第 7 次豊田市総合計画（平成 20 年度から平成 28 年度）に基づき、命を守る安全・安心都市の実現をめざして、「大規模災害に強いまちづくり」や「自助・共助・公助による地域防災力の向上」に取り組んできた。

さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災を受け、国が平成 25 年 12 月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を施行し、愛知県が第 3 次あいち地震対策アクションプランを平成 26 年 5 月に公表するという国や県の動向をふまえ、本市は、市民生活への影響を最小限に抑え、発災時にも必要な業務を継続できるようにするため、平成 24 年 9 月に「豊田市業務継続計画」及び各対策部における「部門別行動計画」を策定し、平成 26 年 3 月に一部見直しを行うとともに、毎年、各対策部における部門別行動計画の見直しを進めてきた。

改定までの経緯

これらの取組の一方で、近年は気候変動の影響で風水害が激甚化・頻発化する傾向にあり、平成 26 年 8 月の福知山豪雨や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による浸水被害、平成 25 年 10 月の伊豆大島や平成 26 年 7 月の長野県南木曾町、平成 26 年 8 月の広島市における土砂災害は記憶に新しい。本市周辺でも、平成 20 年 8 月末豪雨では、岡崎市において 1 時間雨量全国歴代 7 位となる 146.5 mm が記録された。さらに、地震災害においても、平成 28 年 4 月の熊本地震で、震度 7 を 2 度も記録し市町村の庁舎が被害を受けるなど、行政機能に甚大な影響を与える災害が発生している。

本市では、南海トラフ地震の発生が危惧されることや、近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や極地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、浸水、土砂災害などの自然災害のリスクも高まっている。

また、本市の地域特性を踏まえた地震被害予測調査を実施し（平成 27 年 8 月公表）、業務継続計画の前提条件となる被害想定を見直したことや、近年の大規模災害における必要な対応を反映させた内閣府の「市町村のための事業継続計画作成ガイドライン」が平成 27 年 5 月に公表されたこと、愛知県においても平成 28 年 3 月に県庁業務継続計画の見直しを行ったことを受け、本市においても計画改定の必要性が高まってきたため、本計画を全面的に見直し、改定版を定めるものである。

1 業務継続計画の目的と方針

(1) 計画の目的

大規模災害時には、行政自身も被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性が高いため、平常時の人員と業務執行環境を前提とした通常業務を行うことは難しい。さらに、災害時に応急対応する業務が膨大に増えてしまう。

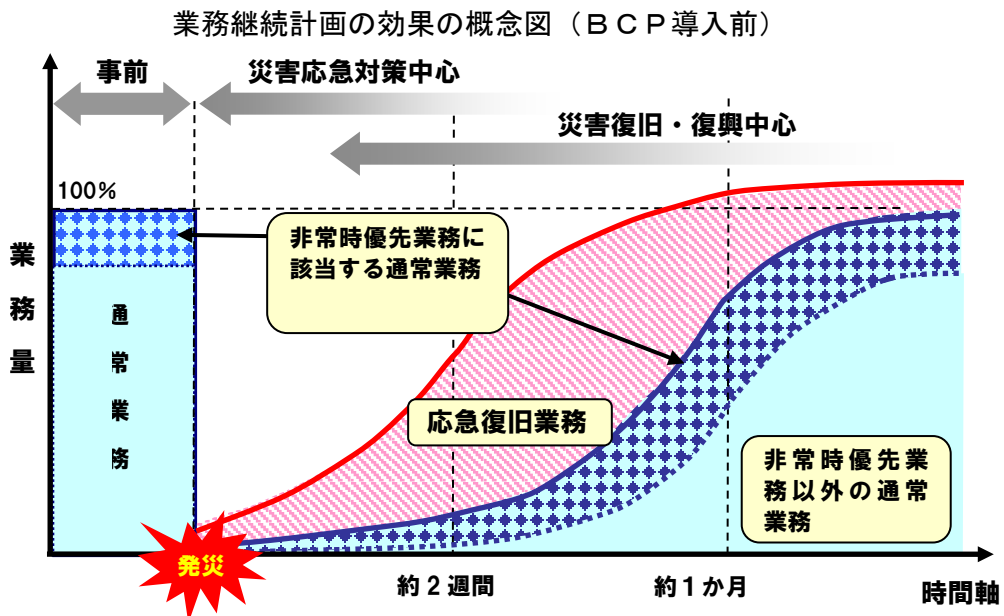
そのため、行政は大規模災害時においても優先すべき非常時優先業務をあらかじめ選定し、迅速かつ的確に応急対策を行っていかなくてはならない。また、非常時優先業務を執行する上でボトルネックとなる項目についても明らかにし、これらを改善することにより、行政組織の防災力の向上を図ることが求められる。

このような観点から、利用できる資源が限られている状況下においても、行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定める業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）を策定し、大規模災害時に本市が有する資源を最大限有効活用して市民の生命、生活及び財産を守ることを本計画の目的とする。

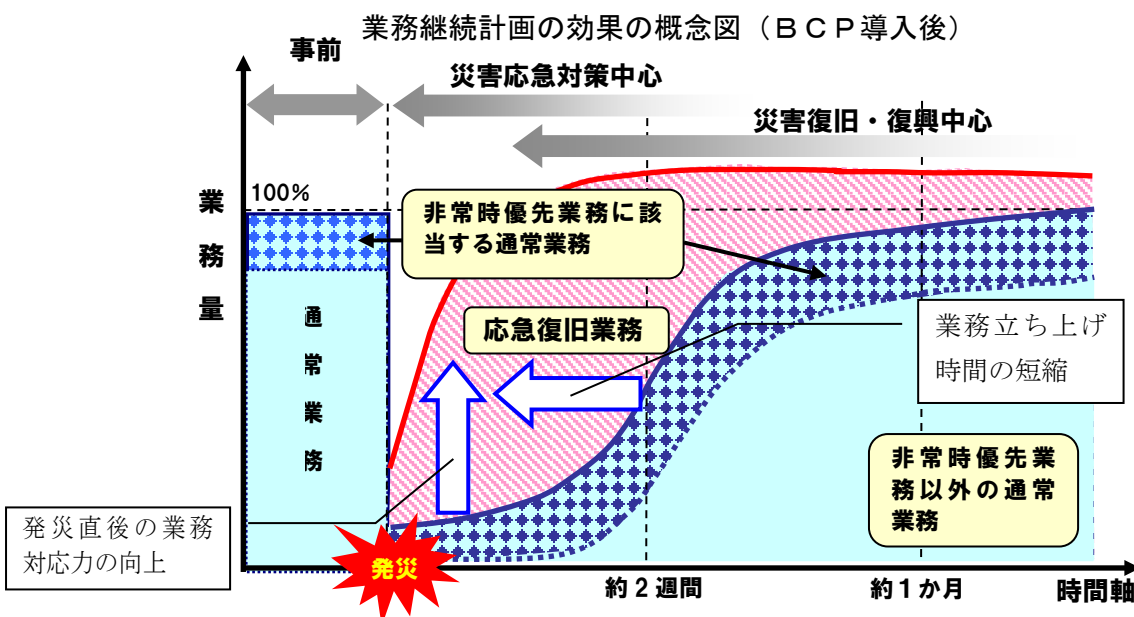
(2) 計画の効果

あらかじめ非常時優先業務を選定することにより、発災直後から応急対策業務に迅速に取り組むこと、また、通常業務においても行政サービスの質の低下を最小限とすることが可能となる。

大規模災害が発生した場合、市庁舎においても様々な障害が発生するため通常業務が一旦中断する可能性が高い。業務継続計画を策定していない場合では、多数ある通常業務の中からどの業務を継続するかをその場で判断しつつ、可能な範囲で継続していかなければならない。さらに、応急対応的に行うべき業務も膨大に増加してしまい、業務効率の低下に伴い、行政サービスの質の低下を招いてしまう。



一方、業務継続計画を策定し、非常時に行うべき業務を明確にすることで、発災直後から応急対策業務に速やかに取り掛かることが可能となる。また、中断せざるを得ない通常業務を明確にすることや、非常時の業務執行態勢を迅速に整えることができ、発災により低下する行政サービスの質を効率よく回復することができる。



(出典：愛知県庁業務継続計画より加筆)

(3) 地域防災計画に対する業務継続計画の役割

「豊田市地域防災計画ⁱ⁾」は災害対策基本法第42条の規定に基づき、豊田市防災会議が策定する法定計画であって、市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県及び公共的機関、関係機関並びに市民が、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、連携して実施すべき事務や業務について定めた総合的な計画である。

一方、「豊田市業務継続計画」は、市役所や職員自身が大規模災害等で被災したことを前提としており、行政機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、「豊田市地域防災計画」で定めた市が行うべき業務継続の実効性を担保することを目標としている。さらに、必要な資源確保や資源配分等の対策を検討し、市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善においても重点を置いている計画である。

地域防災計画と業務継続計画の比較ⁱⁱ⁾

	豊田市地域防災計画	豊田市業務継続計画						
計画の位置付け	災害対策基本法で定められた防災に関する基本計画	防災基本計画において、業務継続性の確保を図ることを目的とし整備することとされた地域防災計画を補完する計画						
計画の趣旨	発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする						
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源が被災する可能性があることを前提とし、利用できる必要資源を踏まえて計画を策定する						
実施主体	市、防災関係機関、事業者、市民等	市						
記載内容の特徴	必要な対策・業務を網羅的に記載	絞り込んだ非常時優先業務について記載						
対象業務	予防業務	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">非常時優先業務</td> <td>応急対策業務</td> </tr> <tr> <td>早期に実施する必要がある復旧業務 例：道路、橋りょう、上下水道等</td> </tr> <tr> <td>優先度の高い通常業務</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>		非常時優先業務	応急対策業務	早期に実施する必要がある復旧業務 例：道路、橋りょう、上下水道等	優先度の高い通常業務	
	非常時優先業務				応急対策業務			
					早期に実施する必要がある復旧業務 例：道路、橋りょう、上下水道等			
					優先度の高い通常業務			
応急対策業務								
復旧・復興業務								
計画発動期間	予防段階から応急対策、復興期まで	発災から災害応急対策がおおむね完了したとする期間						
職員の業務執行環境	職員の業務執行環境は具体的な記載がない	職員の業務執行環境についても具体的に記載する 例：業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等						

ⁱ⁾ 豊田市地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、豊田市防災会議が策定する計画で、毎年検討を加え修正しながら災害に対処すべき措置事項を中心に定めている。

ⁱⁱ⁾ 内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）及び愛知県「愛知県庁業務継続計画」（平成28年3月改定）を編集

(4) 計画の方針

ア 基本方針

南海トラフ地震等の大規模地震や河川の氾濫などの、市民等及び市の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、市が大規模災害時にその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討し、業務継続計画を策定し、業務継続計画の発動時には非常時優先業務を実施する。

基本方針

- ① 大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ② 市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、早期復旧に努める。
- ③ 業務継続のために必要な態勢(体制)をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

イ 対応方針

業務継続のための必要な態勢として、以下の対応方針に基づき非常時優先業務を実施する。

対応方針

- ① 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。中でも、災害応急対策業務は最優先で実施する。
- ② 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

(5) 決定権限者及び計画の指揮命令系統

原則として、「豊田市災害対策本部運営要綱」で定めるところにより、災害対応業務を行うこととするが、本計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順序を定める。

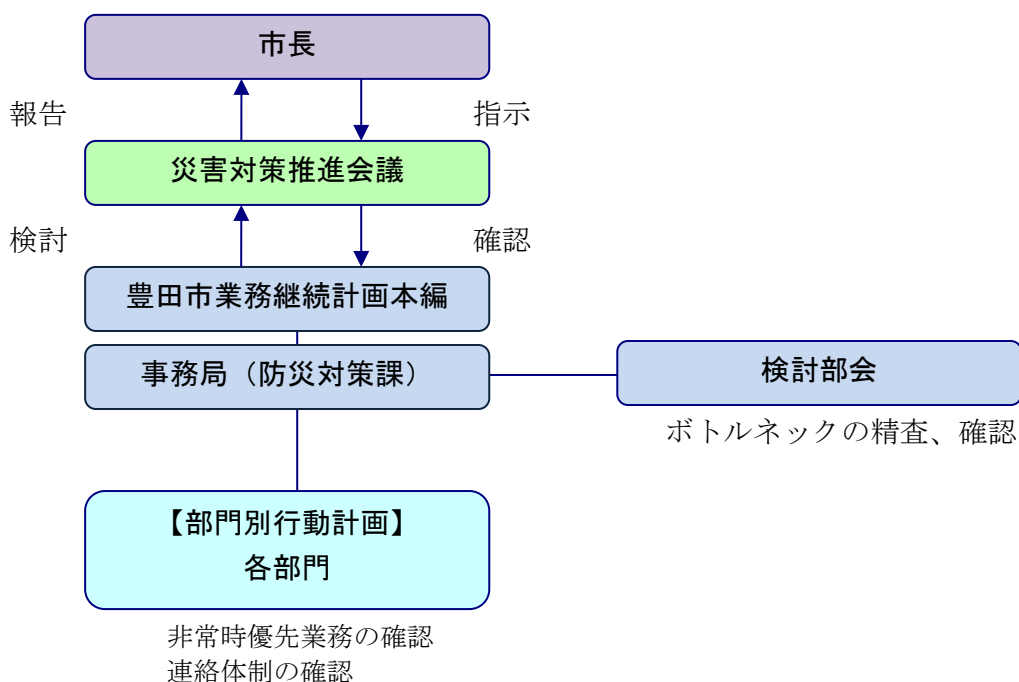
決定権限順位表

豊田市災害対策本部機構決定権限 ※1	災害対策本部長※2の職務代理者の順序 (災害対策本部組織順位とする。)	第1順位 杉山副市長 第2順位 礪谷副市長 第3順位 事業管理者 第4順位 教育長 第5順位 総務・情報対策部長 第6順位 危機管理対策部長 第7順位 地区対策部長
	各対策部長職務権限の代理行使の順序 (豊田市災害対策本部事務分掌、及び豊田市職務権限規程による。)	第1順位 副部長 ※副部長が複数名いる対策部は部門別行動計画において順位を定める。 ※以降は各対策部で部門別行動計画において各所属長を選定

- ※1 組織改編に伴い決定権限順位の変更が生じる場合がある。
 ※2 災害対策本部は市長が設置し、災害対策本部長となる。

(6) 業務継続計画の推進体制と維持管理

業務継続計画の推進、毎年確認し維持していくため下図のような体制とする。



(7) 計画の発動と終結

ア 計画の発動基準

大規模災害等、行政機能が甚大な影響を受けた場合に、早期に対応しなければ業務継続もしくは目標時間内の業務再開ができないことを組織全体で把握するとともに、速やかに体制移行し通常業務の中止や職員の配置の調整等の対応にあたるため、本計画を発動する。

なお、本計画は、市管内全域における被害発生状況を鑑み発動する。市域が広いことから、発動時には地区により被害の度合いが異なることが予測されるが、各地区の状況に応じた災害対応や被災地区への支援等、柔軟な対応を実施することが重要である。

地震

震度6弱以上

市内に震度6弱以上の地震が発生したときに、本計画を自動発動する。

震度5強以下

市内に震度5強以下の地震が発生した場合は、被害状況に応じ、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

風水害

災害対策本部配備基準 第3非常配備

災害対策本部配備基準の第3非常配備ⁱⁱⁱのときに、被害状況に応じ、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

その他

災害対策本部長が必要と認めたときに、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

イ 計画の終結基準

災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めた時に、本計画の終結を宣言するものとする。その時点をもって、非常時の業務継続体制を解除する。

ウ 計画の発動及び終結の周知

豊田市が業務継続計画の発動又は解除を行った場合には、防災行政無線、市ホームページ、携帯電話メール、CATV、コミュニティFM及び報道機関などを通じて市民に広く周知し、市の業務体制の移行について、市民・企業等に理解と協力を求める。

ⁱⁱⁱ 災害対策本部配備基準（風水害）の第3非常配備

①大雨特別警報、暴風特別警報又は暴風雪特別警報が発表された場合。

②次の場合で、本部長が必要と認めたとき

1 広域的に災害の発生が予想される場合。

2 矢作川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合。

(8) 用語の定義

本計画にて使用する用語の定義は、特に断りのない限り、以下のとおりとする。

用語	定義
業務継続計画	災害等により、市自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、行政機能を維持することを目的とし、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。
地域防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、防災に関し関係機関が処理すべき業務や予防・応急対策・復旧の計画等について定めた計画。自治体ごとに作成する。
非常時優先業務	大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。
応急・復旧業務	市地域防災計画による災害応急対策業務と、大規模災害時に発生する復旧・復興業務の中でも優先度の高い業務。
通常業務	災害が発生しなくても市が実施すべき業務のうち、市地域防災計画に規定する災害応急対策業務以外のもの。業務の頻度（日常的に実施しているかどうか）は問わない。
着手目標時間*	非常時優先業務について、発災後のいつ頃までに業務を開始・再開する必要があるか、それぞれの業務の開始・再開の目標とする経過時間のこと。 ここでの「開始・再開」とは、単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。
完了目標時間*	業務の完了時点や業務の効果が概ね行き渡る時点となる目標時間。
参集予測	執務時間外に災害が発生した場合に、非常時優先業務に必要な要員がどの程度参集できるかを予測すること。
必要資源	非常時優先業務の執行に必要なもの。例えば、職員、庁舎、執務環境、電力、通信（電話、防災行政無線、インターネット等）、情報システム（重要な行政データを含む）、水・食料等、トイレ、消耗品等。
ボトルネック	作業フローの中で効率が最も悪い箇所を指し、業務継続における作業時間の遅延、業務の遅滞等をもたらす要素やその原因をいう。1つの要因で全体の結果や性能を左右する、最大の要因となる。 本計画では、非常時優先業務を執行する上で、執行の妨げとなる課題や障害を指す。
PDCAサイクル	業務管理を合理的に進める手法のひとつ。P(plan:計画)、D(do:実行)、C(check:評価)、A(action:改善)の4段階を繰り返すことにより、継続的に改善するしくみ。

※着手目標時間、完了目標時間は、非常時優先業務一覧表に掲載。

2 被害想定

【地震】

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震では、「想定東海地震」、「想定東南海地震」、「想定東海地震と想定東南海地震の連動」、「南海トラフ地震」等が想定される。また、直下型地震では、猿投一境川及び猿投山北断層が想定される。

本市では、国や県の「南海トラフ地震」に係る被害想定を参考に「過去地震最大モデル」「理論上最大想定モデル」の2つのモデルについて、小中学校区や支所管轄区域ごとに被害数値を算出するなど、地域特性を考慮した地震被害予測を独自に実施し、平成27年8月に「豊田市地震被害予測結果報告書」を公表している。

本計画の被害想定は、発生確率の高さと被害の予測数値がより明確であることから、「過去地震最大モデル」を前提とした上で、発生頻度は1,000年に1度と低いものの、人的・物的被害が甚大と予想される「理論上最大想定モデル」についても、その特性を考慮するものとする。

「豊田市地震被害予測結果」（平成27年8月）による想定結果の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

前提とする「過去地震最大モデル」及び参考とする「理論上最大想定モデル」を以下に示す。

項目	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
地震の規模	現在内閣府にて検討中	M9.0
最大震度	震度6強（市南西部で若干）	震度6強（市南西部の多く）
発生間隔	約100～150年の間隔 ※1	1,000年に1度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い
地震想定	過去に南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きい5つの地震を重ね合わせたモデル ※2	南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定したモデル
直接被害の予測数値 ※3	算出可能	算出可能
間接被害の予測数値 ※4	算出可能	算出不可 ※5

※1 南海トラフ地震の周期。

※2 1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）、1854年安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0）。

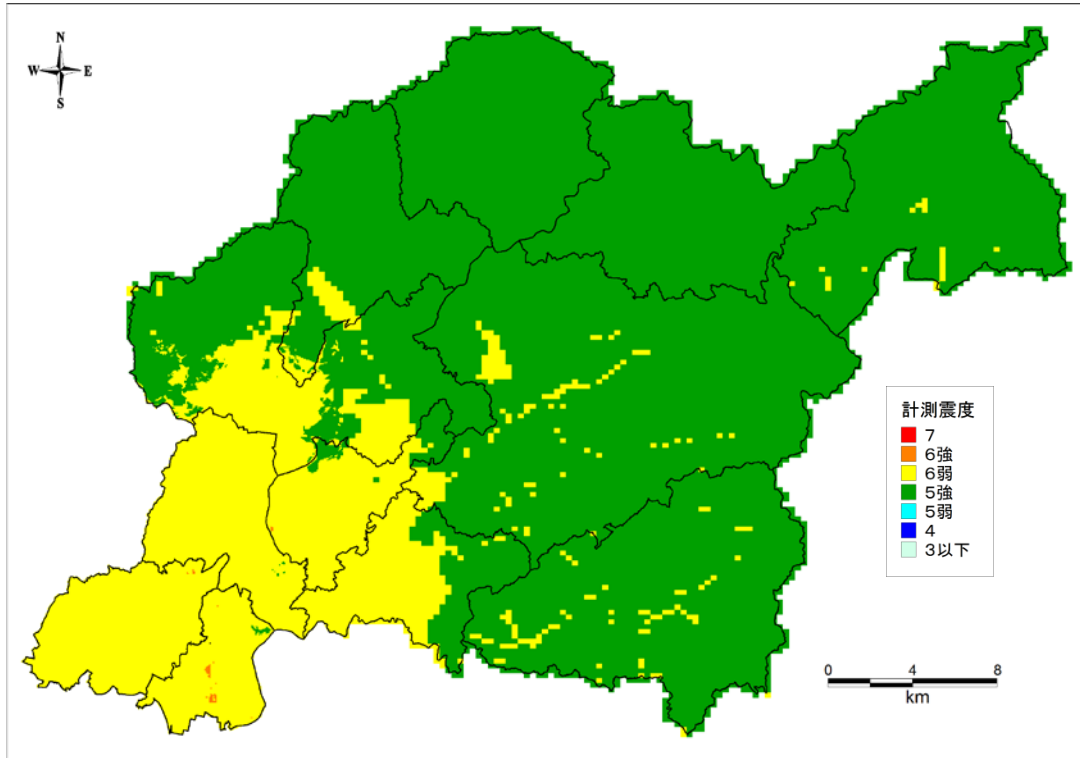
※3 「人的被害」「建物被害」「火災被害」に関する予測数値。

※4 「ライフライン被害」「避難者」「物資不足」「住機能被害」等に関する予測数値。

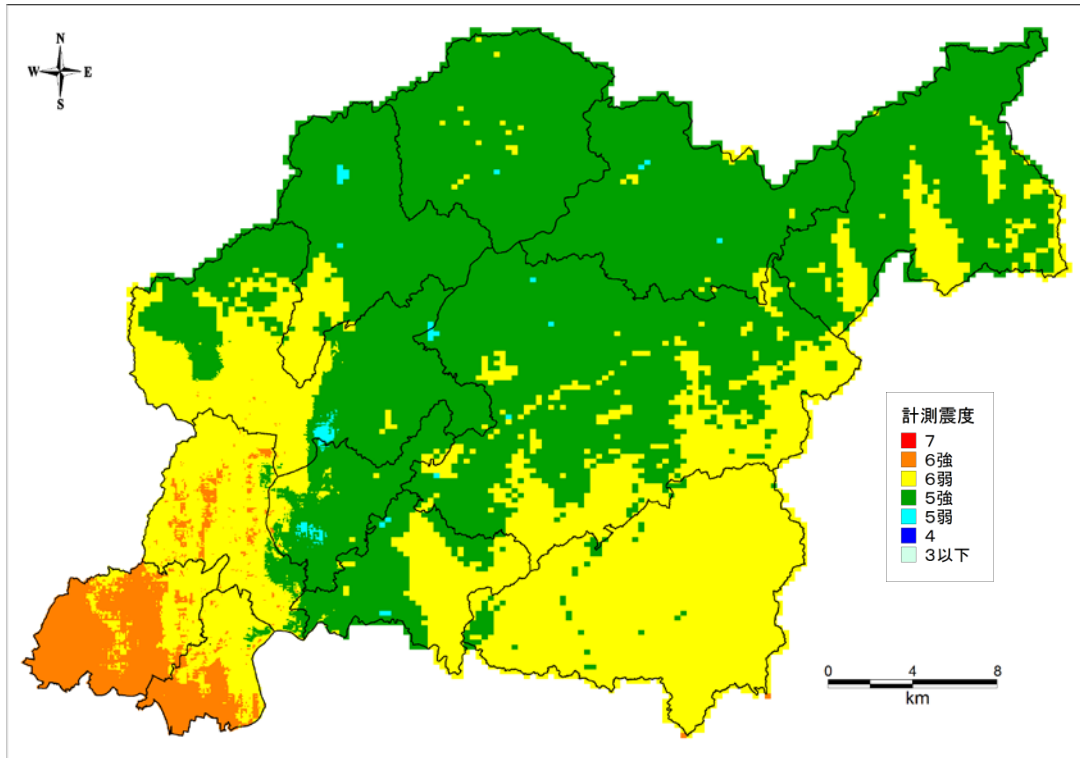
※5 被害の評価手法は、実際に発生した地震の被害状況及び復旧状況のデータに基づいて設定されているため、「理論上最大想定モデル」のライフライン被害等については、これまでの経験をはるかに超える巨大地震を同様の手法で定量的に想定する事には不確かさが伴う。このため、主として「命を守る」という観点から地震対策を検討するため、建物被害、人的被害については国及び愛知県の被害の評価手法に準じて想定したが、不確定要素を多く含むライフライン被害等については、想定の結果が誤った認識を与える恐れがあることから、愛知県の被害予測と同じように定量的な想定は行わないこととした。

ア 震度分布

過去地震最大モデル

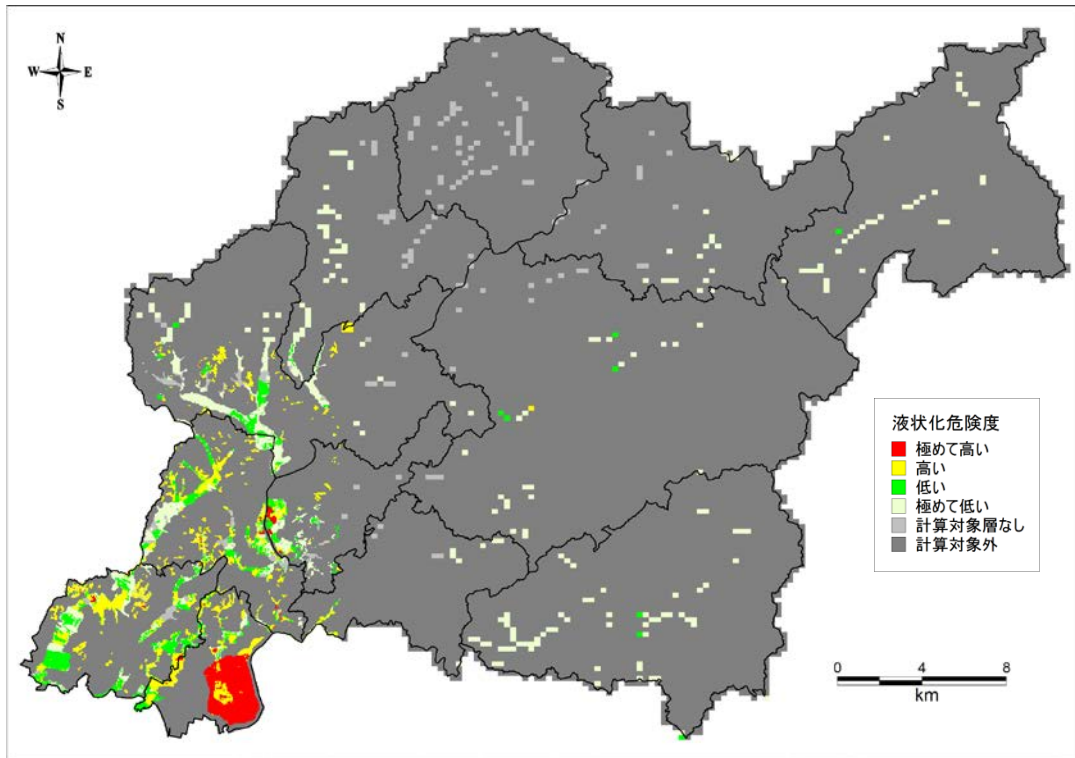


理論上最大想定モデル

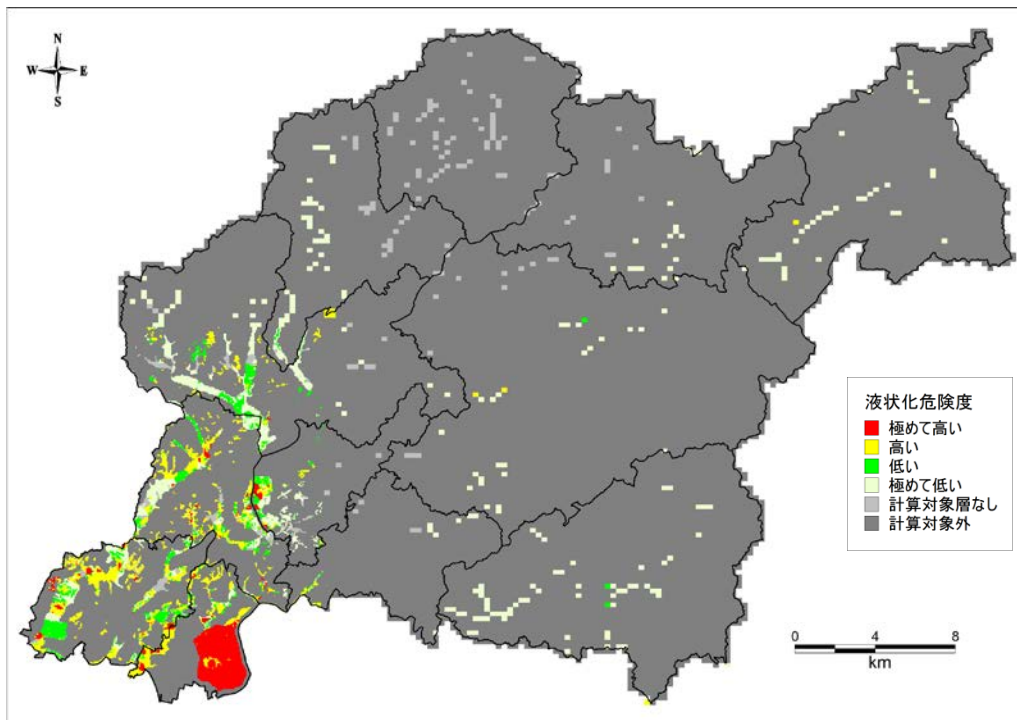


イ 液状化危険度予測

過去地震最大モデル



理論上最大想定モデル



(2) 被害想定

【過去地震最大モデル】

① 建物被害

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
地震動	全壊	502 件		
	半壊	4,408 件	4,408 件	4,405 件
液状化	全壊	25 件		
	半壊	155 件	155 件	155 件
急傾斜地等	全壊	108 件		
	半壊	253 件	253 件	253 件
火災 (炎上出火件数) ※ (残火災件数) ※	焼失	7 件 (2 件) (-)	8 件 (2 件) (-)	41 件 (8 件) (-)
		643 件	643 件	677 件
建物被害総数	全壊・焼失	643 件	643 件	677 件
	半壊	4,815 件	4,815 件	4,813 件

※炎上出火件数：住民等による初期消火活動で消し止められず炎上し、消防による対応が必要となる出火件数

※残火災件数：炎上出火件数のうち消防による消火活動で消し止められず延焼の火種となる出火件数

項目	被害数
ブロック塀等転倒数	646 件
屋外落下物が発生する建物数	10 件

② 人的被害

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	
建物倒壊等 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)	死者数	23 人 (7 人)	12 人 (3 人)	17 人 (4 人)	
		重傷者数	51 人 (46 人)	90 人 (36 人)	58 人 (19 人)
	軽傷者数		759 人 (223 人)	411 人 (177 人)	481 人 (176 人)
		急傾斜地崩壊等	死者数	7 人	8 人
	重傷者数		5 人	5 人	5 人
	軽傷者数		5 人	5 人	5 人
火災	死者数	1 人	0 人	3 人	
	重傷者数	0 人	0 人	1 人	
	軽傷者数	1 人	1 人	4 人	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	0 人	0 人	0 人	
	重傷者数	0 人	1 人	2 人	
	軽傷者数	0 人	2 人	3 人	
死傷者数合計	死者数	31 人	20 人	27 人	
	重傷者数	56 人	96 人	66 人	
	軽傷者数	764 人	418 人	492 人	
自力脱出困難者数		210 人	247 人	216 人	

③ ライフライン被害（冬・夕方発災）

	母数	機能支障				備考
		直後	1日後	7日後	1か月後	
上水道	約 432,000 人	約393,000 人 91%	約327,000 人 76%	約179,000 人 42%	— —	上段：断水人口 下段：断水率
下水道	約 276,000 人	約7,700 人 3%	約222,000 人 81%	約1,500 人 1%	— —	上段：下水道機能支障人口 下段：機能支障率
電力	約 224,000 戸	約199,000 戸 89%	約180,000 戸 80%	約100 戸 0%	— —	上段：停電戸数 下段：停電率
固定電話	約 57,000 回線	約 51,000 回線 89%	約 46,000 回線 80%	— —	— —	上段：不通回線数 下段：不通回線率
携帯電話 (注)	—	— —	80% A	— —	— —	上段：停波基地局率 下段：不通ランク
都市ガス	約 65,000 戸	—	—	—	—	
LP ガス	約 71,000 世帯	約 3,100 世帯 4%				上段：機能支障世帯数 下段：機能支障率

(注)携帯電話に関する注記

停波基地局率には、停電による停波と物理的被害による固定電話の不通を含む。

<携帯電話の不通ランク>

ランク A: 停電による停波基地局率と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が 50%を超える。

ランク B: 停電による停波基地局率と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が 40%を超える。

ランク C: 停電による停波基地局率と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が 30%を超える。

— : 上記ランク A,B,C のいずれにも該当しない。

④ 避難者数

	1日後	1週間後	1か月後
避難者総数	4,000 人	47,345 人	4,000 人
避難所避難者数	2,400 人	23,672 人	1,200 人
避難所外避難者数	1,600 人	23,672 人	2,800 人

⑤ 帰宅困難者数（平日・12時発災）

	職場や学校などに 留まることが可能な者	私用等の目的で 外出している者	計
帰宅困難者数	約37,000 人～ 約40,000 人	約11,000 人～ 約13,000 人	約48,000 人～ 約53,000 人
うち豊田市駅周辺	約2,500 人～ 約2,600 人	約1,700 人	約4,100 人～ 約4,300 人

【理論上最大想定モデル】

被害想定の参考として、理論上最大想定モデルにおける建物被害及び人的被害の被害予測結果を記載する。なお、ライフライン、避難者、帰宅困難者については、定性的様相を示すこととする。

① 建物被害

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
地震動	全壊	2,326 件		
	半壊	8,606 件	8,606 件	8,367 件
液状化	全壊	25 件		
	半壊	151 件	151 件	149 件
急傾斜地等	全壊	110 件		
	半壊	256 件	256 件	256 件
火災 (炎上出火件数) ※ (残火災件数) ※	焼失	28 件	29 件	1,472 件
		(5 件)	(5 件)	(20 件)
		(-)	(-)	(7 件)
建物被害総数	全壊・焼失	2,490 件	2,491 件	3,933 件
	半壊	9,013 件	9,012 件	8,772 件

※炎上出火件数：住民等による初期消火活動で消し止められず炎上し、消防による対応が必要となる出火件数

※残火災件数：炎上出火件数のうち消防による消火活動で消し止められず延焼の火種となる出火件数

項目	被害数
ブロック塀等転倒数	1,135 件
屋外落下物が発生する建物数	81 件

② 人的被害

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊等 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)	死者数	140 人	50 人	94 人
		(12 人)	(5 人)	(7 人)
	重傷者数	219 人	154 人	152 人
		(80 人)	(62 人)	(41 人)
	軽傷者数	1,556 人	613 人	885 人
		(348 人)	(277 人)	(277 人)
急傾斜地崩壊等	死者数	8 人	8 人	7 人
	重傷者数	5 人	5 人	5 人
	軽傷者数	5 人	5 人	5 人
火災	死者数	3 人	1 人	83 人
	重傷者数	1 人	1 人	36 人
	軽傷者数	2 人	3 人	94 人
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	0 人	0 人	0 人
	重傷者数	0 人	2 人	4 人
	軽傷者数	0 人	4 人	6 人
死傷者数合計	死者数	151 人	60 人	184 人
	重傷者数	224 人	162 人	197 人
	軽傷者数	1,563 人	624 人	990 人
自力脱出困難者数		840 人	513 人	654 人

③ ライフライン被害（定性的様相）

（上水道）

- ・ 停電の長期化により、浄水場等施設の停止が長期化する可能性がある。
- ・ 仮設配管等による応急復旧するまでには相当な期間を要する。
- ・ 超広域災害となり、詳細な被害の把握や資機材の調達等に時間を要し、復旧作業の開始が遅れる可能性がある。
- ・ さらに、情報通信・交通機能等の遮断・混乱により復旧活動が妨げられる可能性がある。

（下水道）

- ・ より広域に渡って機能支障が発生し、より多くの機能支障人口が発生する。
- ・ 上水道の復旧も考慮し、早期の復旧に努めるが、広域災害になるほど長期化する可能性もある。
- ・ 超広域災害となり、詳細な被害の把握や資機材の調達等に時間を要し、復旧作業の開始が遅れる可能性がある。
- ・ さらに、情報通信・交通機能等の遮断・混乱により、復旧活動が妨げられる可能性がある。

（電力）

- ・ 過去に経験したことのない規模の災害であり、起こり得る状況によっては、電力供給設備や電線等の被害がより深刻な事態となる可能性がある。
- ・ 超広域災害となり、詳細な被害の把握や資機材の調達等に時間を要し、復旧作業の開始が遅れる可能性がある。
- ・ さらに、情報通信・交通機能等の遮断・混乱により、復旧活動が妨げられる可能性がある。
- ・ 建物倒壊に伴う電柱折損被害があったところは復旧が長期化する。

（固定電話）

- ・ 交換機など供給施設が被災をすることで、供給能力の低下分を正確に把握することが困難であり、起こり得る状況によってはより深刻な事態となる可能性がある。
- ・ 超広域災害となり、詳細な被害の把握や資機材の調達等に時間を要し、復旧作業の開始が遅れる可能性がある。
- ・ さらに、情報通信・交通機能等の遮断・混乱により、復旧活動が妨げられる可能性がある。
- ・ 電力事業者が保有する電柱を活用して通信ケーブルを配線している状況下で、その電柱の折損数が膨大になった場合、電力事業者の電柱復旧に併せた通信ケーブルの復旧対応となることも考えられる。

（携帯電話）

- ・ 基地局など供給施設が被災をすることで、供給能力の低下分を正確に把握することが困難であり、起こり得る状況によってはより深刻な事態となる可能性がある。
- ・ 県外地域の同時被災、被災した複数県での支援人材・資機材・部材の奪い合い等により、どの程度の復旧リソースが調達できるかが明らかではない。また本格的な復旧に着手できる時期が設定できない。
- ・ さらに、情報通信・交通機能等の遮断・混乱により、復旧活動が妨げられる可能性がある。

（都市ガス）

- ・ 強い揺れや液状化による低圧導管の被害及び二次災害防止のための安全措置としての供給停止に伴い、ガス供給停止になる住宅や施設等が多数発生すると想定される。
- ・ 超広域災害となり、管内の被害の詳細を把握するのに時間を要し、復旧作業の開始が遅れる可能性がある。
- ・ さらに、情報通信・交通機能等の遮断・混乱により、復旧活動が妨げられる可能性がある。

- ・超広域災害のため、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、復旧に要する期間が長期化する可能性がある。

(LPガス)

- ・建物被害の増大に付随して、LPガスが使用困難となる世帯が増大すると想定される。

④ 避難者（定性的様相）

- ・建物被害やライフライン機能支障が増えるため、過去地震最大モデルの想定よりも避難者数が増加する。

⑤ 帰宅困難者（定性的様相）

- ・帰宅困難者一時滞在施設等の滞在場所が被害を受け、帰宅困難者が滞在することが難しい状況になる。

(3) 市への影響

過去地震最大モデルの被害想定では、豊田市の南西部で強い揺れや液状化等が発生し、建物の全半壊や火災、死傷者の発生といった被害が予想される。ライフラインも数日～数週間以上にわたって途絶し、生活が困難となる事態が予想される。また、理論上最大想定モデルでは、さらに被害が大きくなると想定される。

その一方で、南海トラフの地震については、愛知県内の他市町村及び他県において、更に深刻な被害が予想されている。震度6強以上の強い揺れや、沿岸部では津波による浸水により、膨大な建物が倒壊・流失し、これらに巻き込まれることで多数の死者・行方不明者が発生する。道路も途絶し、救助や消火等の緊急対応も困難を極めることが予想される。

被災地全体がこのような状況にある中で、豊田市内の被害は比較的軽微である。そのため、国及び被災地外からの応援人員や物資等は、必然的に被害が深刻な他市町村への支援を中心として展開されることが考えられる。

そのため、少なからず直接被害を受け、またライフラインの途絶等で生活上の支障を抱えている豊田市においては、まず豊田市自らで対応することが前提となる。

加えて、被害が大きい他市町村への直接支援、また全国からの応援が効率的に沿岸部等へアクセスし、活動を行うための支援拠点としての役割も、豊田市には期待されることが想像される。

被害想定から予想される市への影響

項目	概要
揺れによる影響	<p>市内の震度は概ね震度5強～6弱、一部が6強程度であり、市内全体での被害は、愛知県内の中では比較的軽微と予想される。しかし、市の中心部であり、市庁舎をはじめ市街地が集積する南西部での揺れが強いため、倒壊等の壊滅的な被害には至らずとも、旧耐震基準で建てられた建物の多くに全壊及び焼失の被害が生じると予想される。</p> <p>また、屋内での家具転倒や落下物等によるものや、火災によるものも含めて死者も発生することが予想される。</p> <p>また、市東部の山間部での揺れは震度5強以下で、揺れによる直接的な被害は軽微なものと予想される一方、斜面崩壊等による被害や、道路の途絶等による孤立・生活困難等が予想される。</p> <p>理論上最大想定モデルでは、市街地である市南西部で震度6強の揺れとなることから、揺れ及び火災の延焼による建物被害が大きくなり、人的被害も増えると予想される。</p> <p>いずれのケースにおいても、市役所や消防本部、病院等、災害対応の拠点が集中し、豊田市駅などのターミナル駅も立地する市街地部を中心に被害を受けることから、災害対応に混乱が発生することに、注意が必要と考えられる。</p>
ライフライン停止による影響	<p>市内における壊滅的な被害は免れる一方で、ライフラインに関しては、市外も含めた被災地全体の被害状況にも影響される。地震発生直後～1日後の間は、市内のほとんどで電力・上下水道・ガス・通信ともに利用困難な状態となる。また、揺れ・液状化ともに大きな被害を発生させるものではなく、点検作業及び仮復旧に必要な人工量が膨大なものとはならないと予想される一方、津波被害が甚大な沿岸部や名古屋市等の都市部において、多数の応援の人材・資機材が必要となることが予想される。そのため、被災地全体で見れば被害量が軽微な豊田市においては、相対的に応援等の人材・資機材が期待できない。加えて、豊田市は、面積が広く、点検対象となる管路・電線・電柱の長さが長いことから、ライフラインの供給が安定するまでには、一週間以上の期間を要することが予想される。</p> <p>理論上最大想定モデルの地震の場合について、ライフライン被害は定量的には求めていないが、豊田市内のライフライン被害そのものも甚大なものとなると予想される。一方で沿岸部市町村の津波被害等も更に深刻であるため、応援の人材・資機材不足の可能性は更に強まり、豊田市内の復旧作業も遅れることが予想される。</p>
人的被害	<p>市街地が集積する南西部で震度6弱の揺れとなり、建物被害や屋内での転倒・落下物等によって多数の負傷者や自力脱出困難者の発生が予想される。重篤患者は多くはないと予想されるが、一部の比較的大きな病院に負傷者が集中し過ぎて対応が遅れる等の事態が発生しないよう、地域の診療所等も含めた救急救命活動が求められる。また、停電や断水等により、入院患者の治療に影響が出ることも考慮すべきである。</p> <p>また、多数の負傷者及び自力脱出困難者について、市街地での道路渋滞等によって、救急搬送の遅延も予想される。</p> <p>理論上最大想定モデルでは、建物倒壊や火災等によって、死者も含め多くの人的被害が予想される。</p>

項目	概要
アクセス	<p>比較的強い揺れが予想される南西部では、一部で道路の途絶も考えられる。また、東名・伊勢湾岸道・東海環状道はいずれも一時的に通行規制され、多くの車両が一般道に流入すると予想されることから、豊田市内の道路は渋滞することが予想される。幹線道路は、沿岸部市町村等の被害の大きな地域へのアクセスにも利用されることから、多数の車両が流入することも更に渋滞を激しくする原因になると考えられる。</p> <p>そのため、物資輸送や広域応援の受援、また市内からの負傷者・広域避難者の搬送等が効率的に行われず、地震後のインフラ等の復旧作業や避難者への物資供給等が遅延する可能性がある。</p>
産業	<p>市内には至る所に自動車関連の製造工場が立地しているが、ライフラインの停止及び道路の大渋滞により、工場の機能低下及び部品・製品の入荷・出荷困難に伴い、ほぼ業務が停止すると予想される。</p> <p>市内の多くの就労者が、関連する業務に従事していることから、被害が軽微な一方で収入が低下する世帯が発生することも懸念される。</p> <p>このことは、豊田市の税収入の低下等、豊田市の将来にも影響するが、我が国全体にとっても大きな経済的損失につながることを予想される。</p>

(4) 本庁舎の被害予測と代替機能の確保

南庁舎及び東庁舎は免震構造で、西庁舎についても耐震基準を満たしており、地震災害時に耐え得る構造となっている。

ただし、壁や柱、ガラスの破壊や亀裂の発生、天井板、照明器具の落下などにより、破片等が床や廊下に散乱することが予測される。日中に大規模な地震があった場合、庁内には多くの市民が来庁しており、庁内の訪問者などにも負傷者が出る可能性がある。また、エレベーターが停止した場合は、内部に閉じ込められる人も発生する。一方で、空調設備は自動停止する。

被災時の庁内インフラの状況の想定

庁内インフラ	発災後の発生し得る状況
電気	停電する。自家発電に切り替わる。
水道	<ul style="list-style-type: none"> 水供給の停止によって断水する。 火災発生の場合スプリンクラーが稼動しない可能性がある。 水洗トイレが使用できない。 飲料に供することができなくなる。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ガスの管路が破損した場合、火災の危険性が高まる。 ガス供給が停止している間、空調設備が停止する。
通信	<ul style="list-style-type: none"> 各課に非常時に使用可能な電話回線が1回線ある。 庁内放送設備が損傷する可能性もある。 防災行政無線、衛星携帯電話、携帯型簡易無線機等を活用して通信する。
消防用設備	<ul style="list-style-type: none"> 防火扉は作動する。 被災し使えない消火栓や消火設備がある可能性がある。

ア 災害対策本部の移転先

災害対策本部が地震被害により使用できなくなった場合の移転先として、以下の施設を選定する。

順位	施設名	所在地
1	消防本部	豊田市長興寺5-17-1
2	市民文化会館	豊田市小坂町12丁目100

イ 各部局の移転先

各部局の通常業務を実施するため、支所等の代替施設をあらかじめ選定する。

【風水害】

(1) 過去の災害等

台風、豪雨などの風水害は、昭和34年の伊勢湾台風、昭和47年の昭和47年7月豪雨がある。近年では、平成12年の東海豪雨で多くの浸水被害が発生している。

東海豪雨被害（合併後の豊田市全域）

人的被害		住家被害				
死者	重傷	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
1人	1人	4棟	12棟	8棟	246棟	493棟

出典：愛知県発行 「平成12年9月11日からの大雨による災害の記録」 より

(2) 想定条件

「国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 矢作川浸水想定区域図」（平成14年3月）では、150年に1度の降雨（矢作川流域2日間降雨量321mm以上）が発生し、矢作川が氾濫した場合、挙母地区や上郷地区が広く浸水し、市役所付近でも水深5.5m程度の浸水に見舞われることが予測されている。その他の河川（籠川、巴川、逢妻女川、逢妻男川等）でも浸水の恐れがあると想定されている。これを本計画における被害想定とする。

【参考】

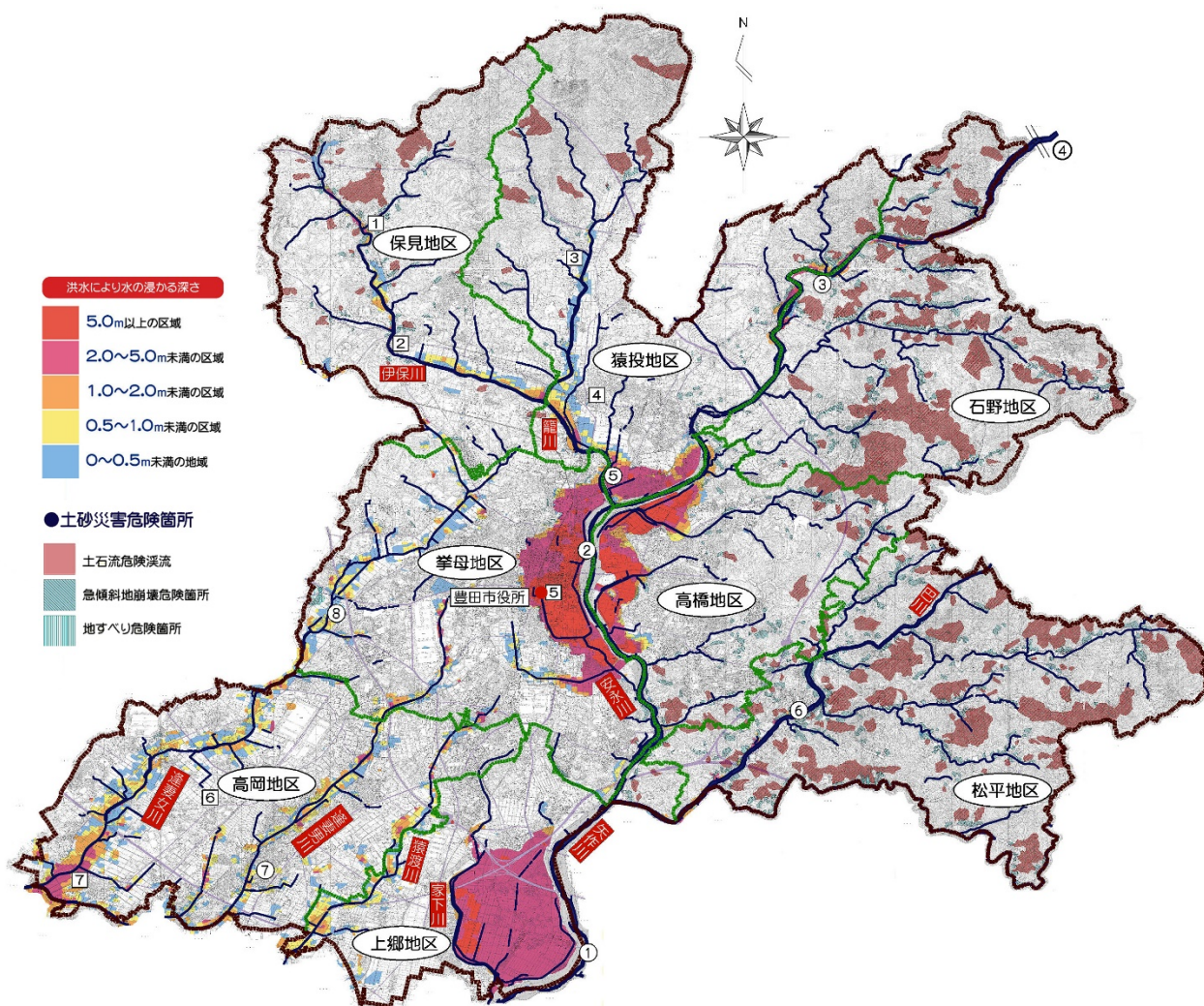
中部地方整備局豊橋河川事務所は、平成27年の水防法の改正に基づき、豊川・矢作川水系における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等を平成28年5月31日に公表した。

これは、水防法第14条第1項および2項の規定により、対象とする河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域について指定されるもので、平成27年水防法改正では、洪水浸水想定区域の前提となる降雨は、従前の河川整備の基本となる計画降雨から、想定最大規模の降雨に変更されている。

想定最大規模の降雨は、想定し得る最大規模の降雨であって「国土交通大臣が定める基準を定める告示」及び「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」に基づき、年超過確率1/1000程度の降雨と、降雨の特性が似ている15の地域に日本を分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨、を比較して大きい降雨を採用する方法を用いている。豊川、矢作川の想定最大規模降雨は、後者を用いて豊川で1日雨量604mm、矢作川で2日雨量683mmと設定されており、この前提による浸水想定では、本市は、最大で水深10m～20mとなると予測されている。

ただし、被害想定公表範囲が国管理区間のみとなっており、市域全体での想定が揃っていないことから、現状の風水害の被害想定としてはその特性を考慮するに留め、今後、詳細な想定が公表されたところで見直しを図るものとする。

ア 洪水浸水想定図



風水害による要避難人口の想定

地区名	面積	総人口	世帯数	浸水区域内人口	浸水区域内世帯数
拳母地区	3926.1 ha	124,066人	50,272世帯	24,022人	10,088世帯
高橋地区	2921.3 ha	54,935人	18,250世帯	2,550人	805世帯
上郷地区	2185.2 ha	32,192人	10,696世帯	6,010人	1,843世帯
猿投地区	4576.7 ha	34,691人	11,388世帯	4,001人	1,330世帯
石野地区	3650.4 ha	5,041人	1,484世帯	296人	77世帯
保見地区	3478.7 ha	20,561人	8,059世帯	299人	105世帯
松平地区	4359.4 ha	10,281人	2,841世帯	80人	24世帯
高岡地区	3914.2 ha	75,881人	28,512世帯	4,073人	1,395世帯
計	29,012.0 ha	357,648人	131,502世帯	41,331人	15,667世帯

(3) 市への影響

予測不可能な地震災害と異なり、風水害については、気象情報等から災害発生を予測し、事前の避難誘導や避難所設置等の対策を行うことで、人的被害等の軽減を一定程度図ることが可能である。しかし、過去最大規模や想定最大規模の降雨となった場合は、避難勧告等の発令及び避難誘導が間に合わず、死者・行方不明者が発生するほか、多くの全壊・半壊や床上浸水などの建物被害が予測され、ひとたび大規模水害が発生すると、災害対応に大きな混乱が生じる恐れがある。

内閣府中央防災会議防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告（平成28年3月）において、過去の事例や教訓から得られた課題では、道路の冠水により職員の参集が間に合わない、停電により通信に支障が生じる、問い合わせが殺到し対応が混乱する等の影響が挙げられている。

同報告書でまとめられた内容を以下に示す。

被害想定から予想される市への影響

項目	概要
施設設備への影響	<p>浸水した場合、受電設備や非常用発電設備の故障やコンセント等からの漏電が発生し、電力を必要とする設備及び通信システム、データネットワークシステム等が使用できなくなることが想定される。</p> <p>また、浸水する期間は2、3日程度と推測されるが、故障した電気設備の交換等で、長期間使用できない状態が予想される。</p>
体制への影響	<p>道路冠水等により、職員が参集できなくなることが予想される。</p> <p>そのほか、水害の場合は、災害の切迫度が徐々に上がっていくため、職員の危機感の醸成や参集のタイミングの判断が遅れる恐れもある。</p>
災害対応上の影響	<p>河川情報や気象情報をこまめに確認していく必要があるが、災害発生の前後から、一気に現場からの通報や問い合わせが殺到することが予想され、情報を処理しきれなくなるおそれがある。</p> <p>また、情報が集中することで多忙を極めると、平時ならすぐ気づくような単純ミスが多くなる可能性があるほか、本部と他の対策部とで情報共有するいとまがなくなり、状況確認、情報伝達、意思決定、現場への指示にかかる時間がとれなくなることが予想される。</p> <p>その他、広大な面積を有するため、現地の状況をリアルタイムで把握しづらくなる恐れがあり、地域の状況への目配りが難しくなる可能性がある。</p>
災害復旧段階における影響	<p>浸水が引いた後も廃棄物や泥水があふれ、長期にわたり車両の乗り入れができず、復旧作業が遅れることが予想される。</p> <p>また、公衆衛生等の生活環境が悪化することが予想される。</p>

(4) 本庁舎の被害予測と代替機能の確保

非常用発電機は3階以上の高層階に設置されているが、本庁舎が浸水した場合、受電設備、コンセント等からの漏電等により、電気設備及び情報システムが使用できなくなることが想定される。また、浸水深が5mに達しなくても、本庁舎周辺が冠水した場合、庁舎への出入に支障が生じるため、本庁での応急対応が困難になる。

なお、市街地の浸水は2、3日間程度と推測されるが、浸水した電気設備の交換等で、長期間使用できない状態が続くと想定される。

上記の想定を踏まえ、非常時優先業務を実施するために、災害対策本部及び各部局の移転先を検討する。

ア 災害対策本部の移転先

災害対策本部が風水害被害により使用できなくなった場合の移転先として、以下の施設を選定する。

順位	施設名	所在地
1	市民文化会館	豊田市小坂町12丁目100

イ 各部局の移転先

各部局の通常業務を実施するため、支所等の代替施設をあらかじめ選定する。

【参考：本庁舎の概要】

(1) 庁舎構造



本庁舎建物の概要

庁舎名		構造	規模	延床面積
東庁舎		鉄骨鉄筋コンクリート造 (地上部S+地下RC) 免震構造	地下2階、地上8階	24,802.34m ²
南庁舎		鉄骨鉄筋コンクリート造 (地上部S+地下RC) 免震構造	地下2階、地上8階 塔屋1階	26,292.00m ²
西 庁 舎	地下1階 ～4階	鉄筋コンクリート造(RC)	地下1階、地上4階	5,751.85m ²
	5階～8階 (増築分)	鉄骨鉄筋軽量コンクリート造 4階(SRC)	地下1階、地上8階 塔屋3階に増築	4,642.84m ²
環境センター		鉄筋コンクリート造(RC)	地下1階、地上5階 (一部6階)	2,059.64m ²
衛生試験所		鉄筋コンクリート造(RC)	地上3階	1,978.70m ²
分庁舎 (旧消防署)		鉄筋コンクリート造(RC)	本館：地上3階 分室：地上2階	1,553.55m ²
職員会館		鉄筋コンクリート造(RC)	地上3階	1,779.82m ²
連絡通路 東-南庁舎間		鉄骨造	地上2階	
立体駐車場		鉄骨造	地上4階5層 自走式	6,307.49m ²

(2) 本庁舎の非常用電源設備

本庁舎の自家発電によって下表のとおり電力供給が可能である。

本庁舎の非常用電源

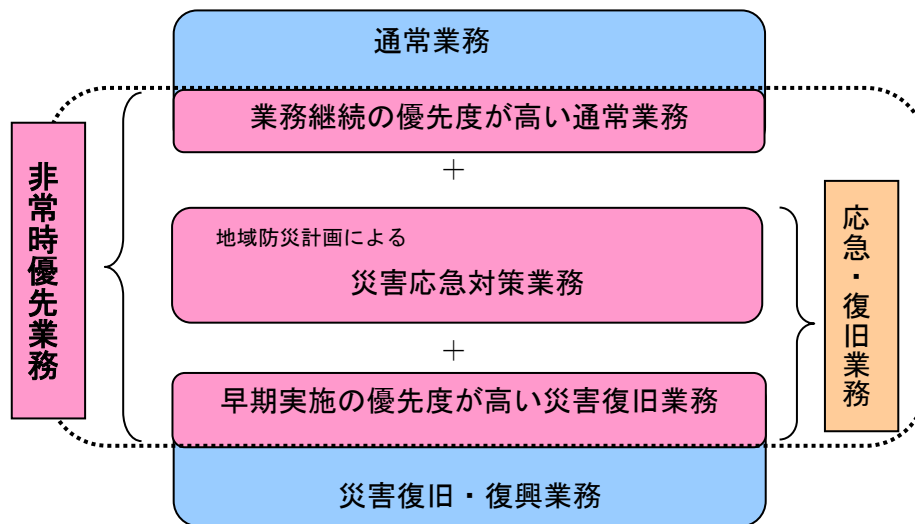
	南庁舎	東庁舎	西庁舎
種別	ガスタービン発電装置 1基	ガスタービン発電装置 1基	低騒音型ディーゼル 発電装置 1基
容量	625KVA 最大容量約520Kw	625KVA 最大容量約500Kw	600KVA 最大容量約480Kw
燃料タンク	屋外地下燃料槽 特A重油20,000L 屋内（3階）小出槽 特A重油 1,950L	屋外地下燃料槽 特A重油20,000L 屋内（8階）小出槽 特A重油 1,950L	屋外地下燃料槽 特A重油10,000L 発電機内タンク 特A重油 390L
稼働時間	最大容量負荷で 2750/h 約72h 稼働可能 立ち上がり時間 →約40秒以内	最大容量負荷で 2700/h 約74h 稼働可能 立ち上がり時間 →約40秒以内	最大容量負荷で 1310/h 約76h 稼働可能 立ち上がり時間 →約10秒以内
設置場所	庁舎 3階電気室内	庁舎 8階電気室内	衛生試験所屋上
非常用電源直結コンセント			
電気使用可能区域	<p>第1段階 (停電時に自動で稼働) 消防設備「スプリンクラー・消火栓・非常照明・誘導灯」</p> <p>↓</p> <p>第2段階 <中央監視室操作盤にて手動操作> 照明、コンセント設備（一部のみの使用可能となる）</p> <p>↓</p> <p>第3段階 <中央監視室操作盤にて手動操作> 全設備（通常の状態とほぼ同様となる）</p>	<p>(停電時に自動で稼働) 消防設備「スプリンクラー・消火栓・非常照明・誘導灯」 照明、コンセント設備（一部のみの使用可能となる）</p>	

3 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の考え方

本計画で定める非常時優先業務とは、業務継続体制を検討するに当たって、大規模な災害発生時であっても優先して実施すべき業務のことであり、応急・復旧業務と業務継続の優先度が高い通常業務を合わせたものである。

非常時優先業務の概念図



(2) 非常時優先業務の選定及び優先基準

下表の基準に基づき以下のように選定した。

非常時優先業務の選定基準

優先度		選定基準	
A	A 1	発災後 3 時間以内に	業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
	A 2	発災後 6 時間以内に	
	A 3	発災後 12 時間以内に	
	A 4	発災後 24 時間以内に	
B		遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	
C		遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
D		発災後 2 週間以内に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
E		発災後 2 週間を超え 1 か月以内程度に発生する主に復旧・復興業務や通常業務の中で、優先度の高いもの	

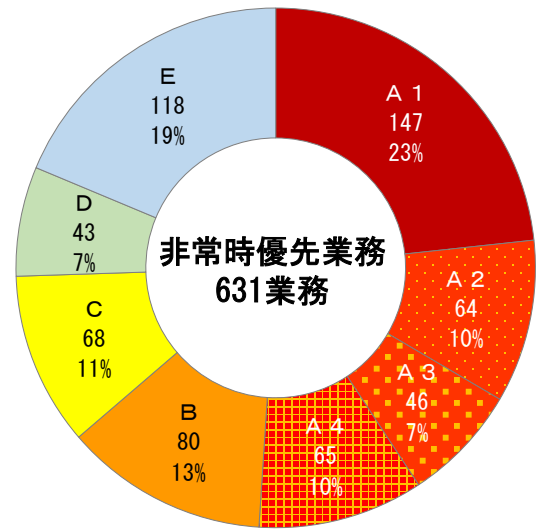
(3) 非常時優先業務の選定結果

ア 地震

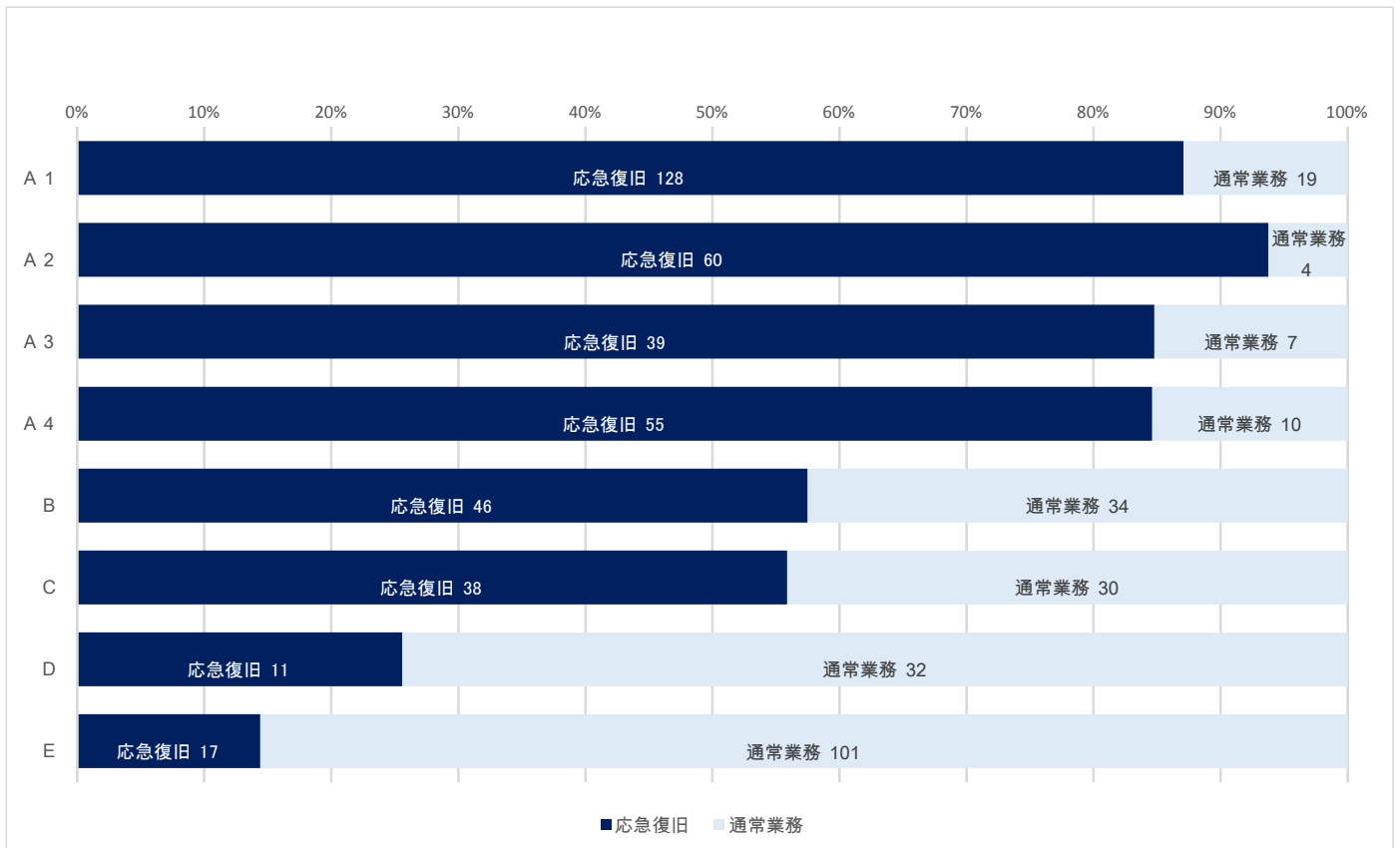
庁内の各部局に調査し、非常時優先業務を選定した。それぞれの部局が地域防災計画に記載のある応急復旧業務と、災害時も中断することのできない通常業務を抽出し、業務の効果を果たすために着手すべき時間帯ごとに順位付けをした。その結果、地震災害時の豊田市の非常時優先業務は631業務（平成29年1月時点）であった。

なお、地区対策部及び消防対策部について、各支所及び消防署・出張所にて実施する業務については、同種の業務は1業務として数えている。

非常時優先業務割合（地震）



非常時優先業務中の応急復旧業務と通常業務の割合（地震）



【業務の詳細については、附属資料（非常時優先業務一覧表）参照】

イ 風水害

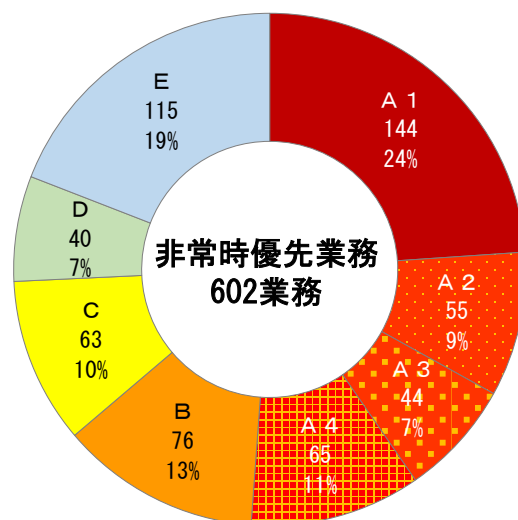
風水害時における非常時優先業務についても地震災害時と同様に選定を行った。

その結果、風水害時の豊田市の非常時優先業務は602業務（平成29年1月時点）であった。

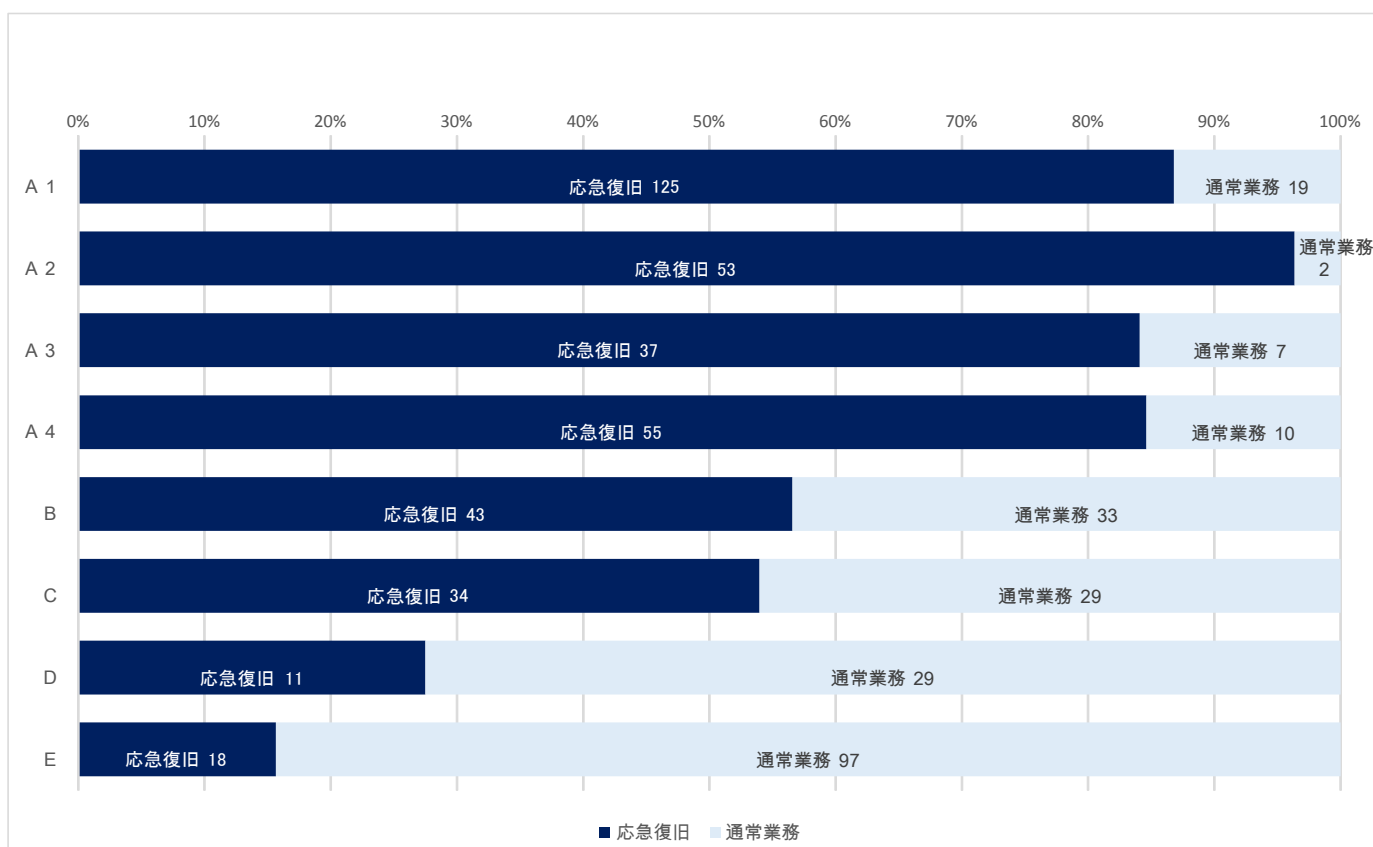
なお、風水害時の選定においても、地区対策部及び消防対策部について、各支所及び消防署・出張所にて実施する業務については、同種の業務は1業務として数えている。

制約された条件の中でもこれらの業務が確実に立ち上げられ実行できるよう、計画を策定する。

非常時優先業務割合（風水害）



非常時優先業務中の応急復旧業務と通常業務の割合（風水害）



【業務の詳細については、附属資料（非常時優先業務一覧表）参照】

4 非常時優先業務実施のための体制

市の総合的な防災力を高めるため、豊田市地震被害予測結果及び豊田市における災害特性を踏まえ、豊田市業務継続計画内に各部局における部門別行動計画を定めるとともに、災害対策本部体制の人的配置、業務内容等を適宜見直し、計画の実行性を確保する。

また、効果的、効率的な運用体制を継続していく仕組として、訓練による検証を軸としたPDCAサイクルを構築する。

(1) 部門別行動計画

ア 部門別行動計画の目的と効果

豊田市業務継続計画では、非常時優先業務をあらかじめ定めた優先度の順番で遅滞なく実行するために各部局において部門別行動計画を策定する。部門別行動計画は毎年更新、確認することにより、防災体制の強化及び実効性のある計画の担保を目的とする。

さらに、参集状況の確認や決定権限順位の更新による迅速な応急対応の確保、非常時優先業務の見直しやボトルネックの改善による行政組織の防災力の向上につながるものである。

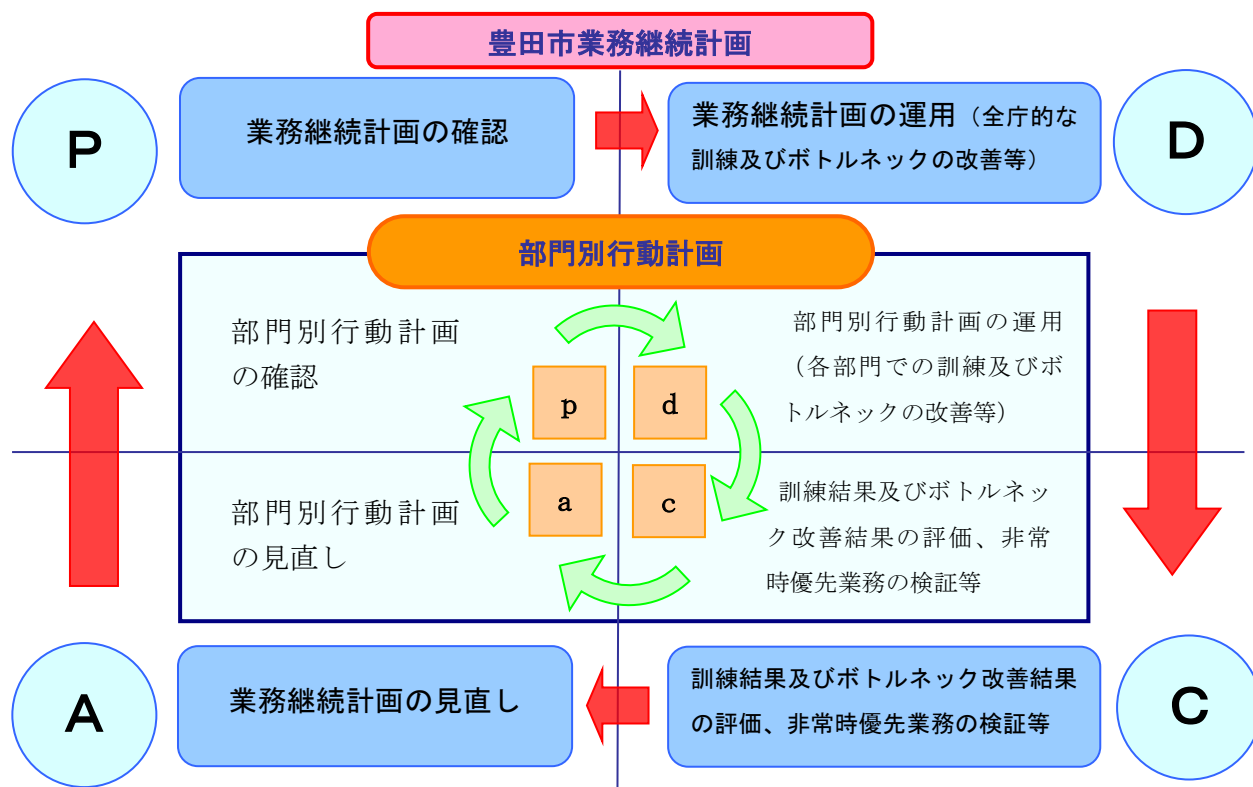
部門別行動計画とは以下のもの等とする。

- ① 想定参集名簿、参集場所の被災状況把握表
- ② 決定権限順位
- ③ 部門別非常時優先業務一覧
- ④ 業務別手順書（兼ボトルネック整理表）
- ⑤ 関係機関連絡先一覧
- ⑥ その他（訓練報告書等）

イ マネジメントについて（二重のPDCA構造）

部門別行動計画と豊田市業務継続計画は相関関係にあり、各々がPDCAサイクルに基づく計画見直しを行いつつ、互いに連動しながら改善を図る。各部門は部門別行動計画にて、下図の「pdca」サイクルに基づき、具体的な行動内容と運用の実行性を検証し、毎年見直しを行う。また、豊田市業務継続計画においても下図の「PDCA」サイクルに基づき年次計画を更新する。両計画は互いに連動し、適宜報告や調整をとりつつ、より効果的な計画へ見直していくものとする。

次ページにイメージ図を掲載する。



二重のPDCA構造による計画の推進イメージ図

(2) 組織体制の強化

ア 職員の弾力的な配備

対策班（部）ごとに災害対策業務を定めているが、災害対策業務の規模や必要人員等被災規模や状況によって変化する。職員の応援や人員配置については、非常時優先業務を見極めた上で、適切に行わなければならない。具体的には以下の点に留意し、非常時優先業務の円滑な実施に努める。

- ・非常時優先業務実施に必要な人員が確保できない場合は、対策部内での応援職員の配置を行う。
- ・非常時優先業務実施に必要な人員の確保・配置は、必要に応じて全庁横断的に対策部を越えて調整する。
- ・非常時優先業務のうち、資格・業務経験が必要な業務については、当該対策班の参集状況によって、過去に在籍した職員の応援も考慮する。
- ・非常時優先業務のうち長期間に及ぶ業務については、交替用の班を編成するなどして、継続して業務を遂行できるよう検討する。

また、災害に対応する業務は長期間にわたり、継続的に行政サービスを実施することが想定される。

災害対策本部の活動を長期にわたり継続して行う場合、要員に対する後方支援体制を確立することに加え、組織運営が適切になされなければならない。具体的には次の点に留意し、効果的に災害対策本部が運営されるよう努める。

- ・特定職員への過度の負担を防ぐため、交替制（ローテーション）の仕組みを確立する。
- ・要員交替時に効率よく必要な業務を引き継ぐことができる共通フォーマットを作成する。
- ・活動記録をまとめて検証に資するため、処置内容や関連資料を体系的、時系列に蓄積していく文書管理の仕組みを確立する。

なお、職員配備にあたっては、多様な視点に配慮した適切な災害応急対策の遂行に向け、男女比率等に配慮する等、人員配置体制に留意する。

イ 職員の健康管理

業務継続計画の発動直後の期間は、長時間の勤務も想定されるため睡眠、休憩、食事といった時間が不規則になるなど、健康面について負担が通常以上にかかることから、災害対策本部の指示に沿って、勤務の交代も適宜行うように心掛ける。

また、過去の大規模災害の例を踏まえ、職員のメンタルヘルスカケアを含む健康管理についても、ストレスチェックなどを活用し、本人や周囲の者が相互に心身の健康のチェックを行うこととする。また、家族との連絡についても配慮する。

ウ 受援体制の確立

大規模災害発生時に消防活動・災害応急復旧等の応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるため、受援計画の策定及び運用を行うとともに、応援要請や受け入れを円滑に実施するための拠点の整備を進める等、各対策部の活動に必要な環境を整えることで、受援体制の強化を図る。

また、他自治体等からの職員応援や協定に基づく支援等を受け入れて業務を行うこともあり得るため、あらかじめ受入時の対応を明確にするとともに、応援を受ける業務所管課は災害対応マニュアル等に反映させるものとする。

(3) 職員の参集体制

ア 配備体制（閉庁時又は勤務時間外）

職員は勤務時間外又は休日等において、参集基準に該当する大規模災害の発生の情報を知った時は、直ちに指定配備場所に参集する。

ただし、自身及び家族が、負傷し治療が必要な場合等、すぐに参集が困難な場合は、所属する対策班に報告の上、参集を阻害する要因がなくなり次第参集する。

イ 参集方法

職員の参集に当たっては、通常の通勤方法又は通勤手段によるものとするが、これによりがたい場合は、短時間かつ安全な方法により参集する。

参集にあつては、参集途中の被害状況を観察しながら移動し、配備後、所属班に報告する。各対策班は体制の立ち上げ作業と同時に、参集した職員から集まった市内の情報を災害対策本部に報告する。

ウ 臨時参集場所

滞り場所の位置関係や、滞り地周辺の被災状況から指定配備場所にすぐに参集できない場合は、最寄りの支所又は交流館に参集し、初期の応急対策活動に従事する。また、その場合には支所及び交流館単位で災害対策本部（地域情報総括班）に対して臨時参集状況を報告する。

臨時参集場所

支所等	交流館
上郷支所／上郷町5-1-1	逢妻交流館／田町3-20
猿投支所／四郷町東畑70-1	朝日丘交流館／御幸町1-80
高岡支所／高岡町長根51	梅坪台交流館／梅坪町1-15
高橋支所／東山町2-1-1	猿投北交流館／加納町西股67
松平支所／九久平町寺前16	猿投台交流館／青木町2-56-26
石野出張所／力石町深田57-2	浄水交流館／大清水町大清水12-1
保見出張所／保見町四反田121-1	末野原交流館／豊栄町11-36-1
藤岡支所／藤岡飯野町田中245	崇化館交流館／昭和町2-46
小原支所／小原町上平441-1	高橋交流館／高橋町3-100-1
足助支所／足助町宮ノ後26-2	豊南交流館／水源町1-11
下山支所／大沼町越田和37-1	前林交流館／前林町行田29
旭支所／小渡町船戸15-1	益富交流館／志賀町稔台30
稲武支所／稲武町竹ノ下1-1	美里交流館／美里4-9-6
	竜神交流館／竜神町新生115-2
	若園交流館／花園町脇ノ田8
	若林交流館／若林東町沖田124

(4) 参集状況予測（勤務時間外発災時の参集予測）

本市職員の参集については、愛知県庁業務継続計画の改定時（平成28年3月）に想定した参集条件を用いて大規模地震災害発生時の時間経過に沿った参集人数を試算した。

この試算は、非常時優先業務に必要な要員に対する人員の不足等、業務継続の検討に必要な範囲での推算を行うためのものである。職員個別の事情や参集手段、参集経路等の個別設定まで厳密に反映したものではなく、実際の災害時の参集状況とは乖離が生じることが予想されるが、この予測の目的に鑑み、概算での算出とする。

ア 基本設定

参集予測に用いた条件は以下のとおりである。

- ・ 徒歩で参集するものと仮定し、3 km/時の連続歩行とする。
- ・ 参集場所までの歩行距離が9 kmを超える職員は、徒歩による速やかな参集は困難とみなす。公共交通機関は地震発生1週間程度後から順次復旧する想定（軽微な被害を除く）だが、負傷等の他の要因がない職員の大半は、代替手段等により1週間後までには参集できるものとする。
- ・ 本人が負傷した場合は、軽傷者は、地震発生3日後から参集可能となり、1か月後にかけて日数に比例して参集者が増加。重傷者は、地震発生1か月後も参集困難とする。
- ・ 家族が軽傷を負ったり、自宅が半壊した場合は、地震発生3日後から参集可能となり、1週間後にかけて日数に比例して参集者が増加するものとする。
- ・ 家族が死亡し又は重傷を負ったり、自宅が全壊した場合は、地震発生1週間後から参集可能となり、2週間後にかけて日数に比例して参集者が増加するものとする。
- ・ 参集や避難の途上で被災者の救出・救助活動や、地元の消防団・自主防災組織の緊急な活動に従事することとなる職員は、2日間は参集困難とする。
- ・ 上記にかかわらず、2%の職員は長期間にわたり参集できないものとする。
なお、本人又は家族の死傷等をふまえて2%と設定した。
- ・ 発災後、特段の影響を受けず参集する職員については、徒歩での参集に要する時間に、準備時間（家族の安否確認、参集準備等）として一律30分を加算するものとする。

イ 参集に影響を及ぼす主な要因

職員の参集に影響・支障を及ぼす主な要因として、次のようなものが考えられる。

- ・ 職員自身や家族が死亡、負傷する
- ・ 自宅が全壊、半壊する
- ・ 徒歩による参集が困難（参集場所までの歩行距離が9 km以上）
- ・ 自宅が津波の浸水想定域内にある
- ・ 被災者の救出・救助活動、消防団・自主防災組織の活動に従事する

被害想定やアの基本設定等を基に、上記要因の各要素が参集行動に及ぼす影響を評価し、参集人数を推算する。

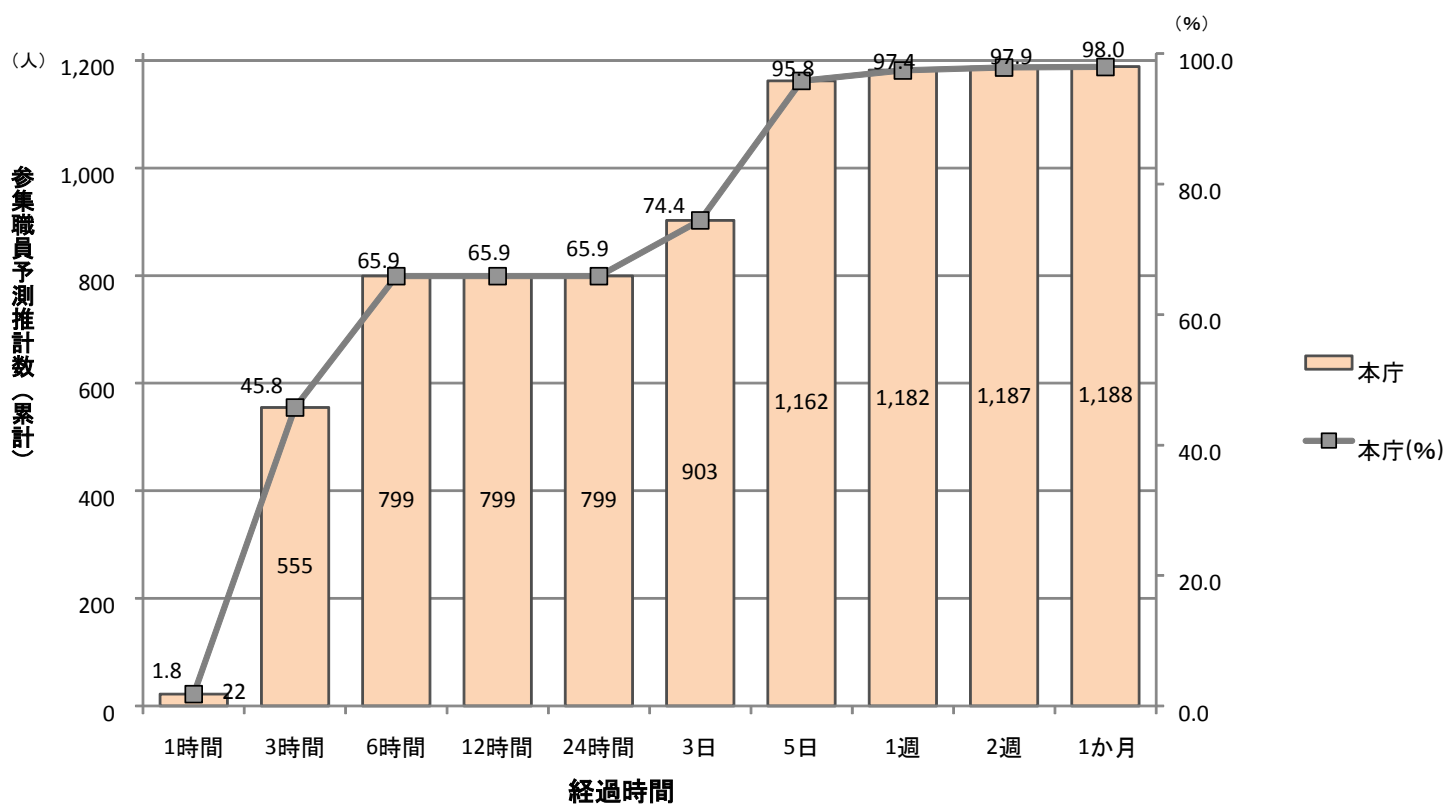
ウ 試算結果

市庁舎へ参集する場合と、その他の拠点へ参集する場合について、参集人数の推算結果を以下に示す。

豊田市職員想定参集人数及び参集率【市庁舎への参集】

	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	3日	5日	1週間	2週間	1か月
全職員 (人)	22人	555人	799人	799人	799人	903人	1,162人	1,182人	1,187人	1,188人
全職員 (%)	1.8%	45.8%	65.9%	65.9%	65.9%	74.4%	95.8%	97.4%	97.9%	98.0%

全職員1,188人（平成28年4月1日現在）

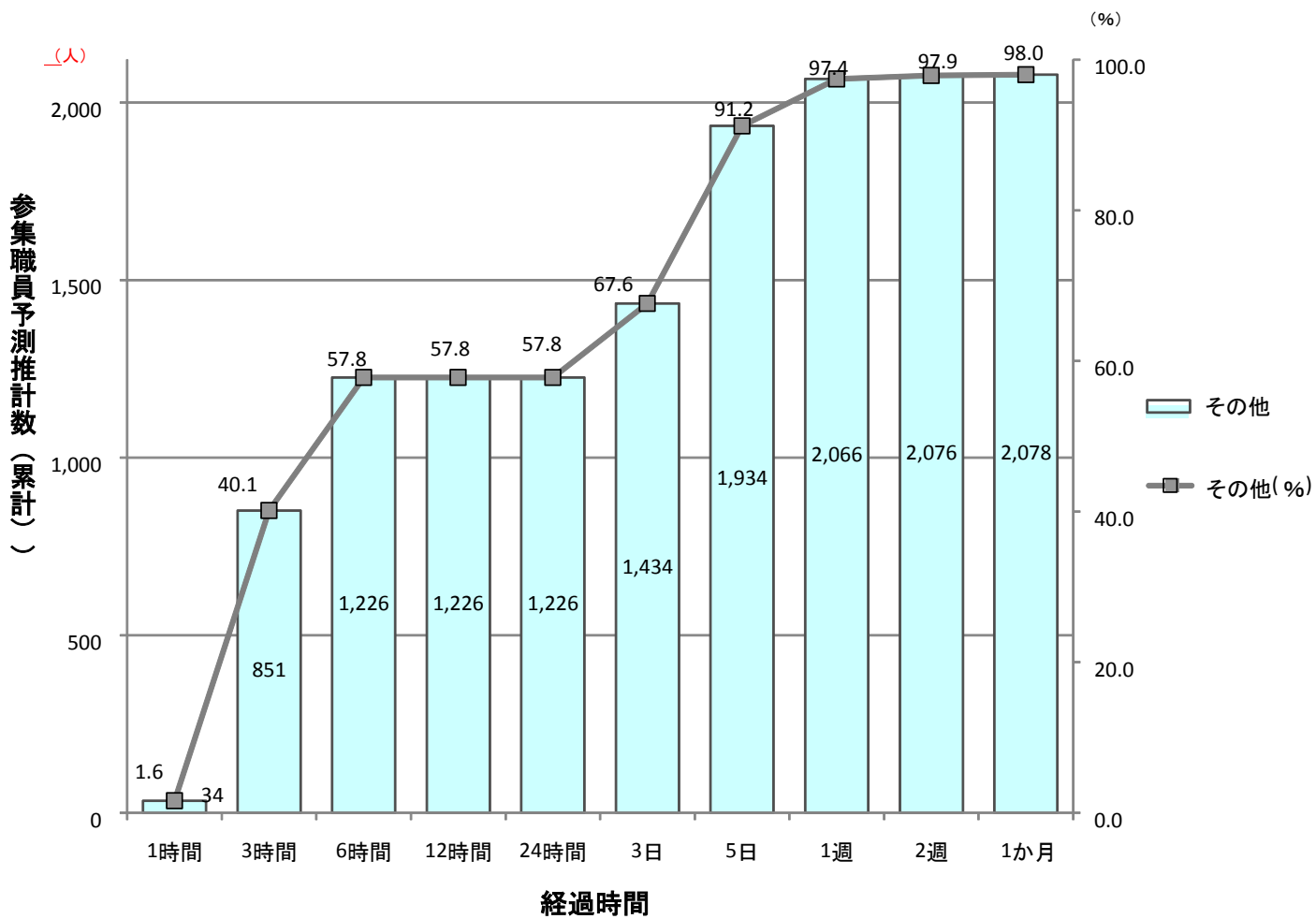


時間帯別 想定参集人数経過グラフ【市庁舎への参集】

豊田市職員想定参集人数及び参集率【その他拠点への参集】

	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	3日	5日	1週間	2週間	1か月
全職員 (人)	34 人	851 人	1,226 人	1,226 人	1,226 人	1,434 人	1,934 人	2,066 人	2,076 人	2,078 人
全職員 (%)	1.6%	40.1%	57.8%	57.8%	57.8%	67.6%	91.2%	97.4%	97.9%	98.0%

全職員2,078人（平成28年4月1日現在）



時間帯別 想定参集人数経過グラフ【その他拠点への参集】

(5) 安否確認と参集可否確認

非常時優先業務を迅速かつ的確に執行する態勢を整えるためには、参集可能な人員の把握と安否確認の情報を共有することが不可欠である。

ア 勤務時間内に発災した場合の安否確認

各所属において速やかに参集可能な職員を把握するとともに、参集した職員が安心して職務に専念できるよう家族の安否確認を行う時間を設けるよう配慮する。

イ 勤務時間外に発災した場合の安否確認

平成25年度から運用開始した、豊田市職員安否確認・参集システムを活用し、安否確認を実施する。また、災害対策本部が収集する被災情報、携帯メール、災害用伝言ダイヤル等も併せて利用する。

ウ 訓練の実施

職員の安否確認の実効性を高め、参集率の向上を図るために、豊田市職員安否確認・参集システムを用いた訓練を実施する。

(6) 班長・所属長不在の場合の意思決定権限

職員の参集率の低い発災直後の初動期において、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されていることが重要であるため各対策部・対策班においては、部長、班長が不在の場合にも、次の考え方にに基づき、適切に意思決定を行うことができる体制を確保する。

ア 班長等の委任権限の順序を事前に定め、意思決定権者と連絡の取れない場合には、あらかじめ定めた順序で自動的に権限が委任されるものとする。

イ 班長等が勤務地に参集できない状況下では、連絡が取れ次第指示を仰ぐことが可能な場合であっても、権限を委任する。なお、班長は通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。

5 非常時優先業務実施のための業務執行環境

(1) 庁内各種情報システム機能の強化

ア 庁内通信ネットワーク及び情報システムの強化

本庁舎のホストコンピュータ及び情報システムは各業務を支える重要なインフラである。本庁舎サーバ室については、停電時においても無停電電源装置及び非常用発電機からの電力供給開始後からは利用可能である。コンピュータ機器及びネットワーク機器被害確認及び再開業務を行う職員は、ネットワークの管理、復旧に係る応急対策業務の割り振りなどの確認を行う。

本庁舎と庁外施設をつなぐ回線については被災する可能性があるため情報システムが復旧するまでの間、システムを使用する非常時優先業務の実施に当たっては、紙台帳を用いた手作業により業務を継続する。定期的な紙台帳出力作業を行い安全な場所へ保管しておく、システム復旧後は情報の保全のため、できるだけ早くシステムに入力するようにする。

イ 次世代型情報システムの構築

大規模災害時は、被害が大きければ大きいほど把握できる情報が断片的となる。限られた情報を有効に活用するため、被害情報収集、地理情報、被害予測、人的・物的資源管理を始めとする各種防災関係システムの統合化やプラットフォームの共通化を可能とする「次世代型災害情報システム」の構築に向け、名古屋大学や県内関係市町村と共同で研究開発及び実証実験の実施等の取組を進める。

ウ ICT-BCPの見直し

災害や障害発生時等における業務の継続性を確保するため、基幹系システム、行政情報ネットワークシステム及び行政ネットワーク等、重要性の高いシステム類に関するICT-BCPを、PDCAサイクルの取組により見直し、対応力を強化する。

(2) 公共施設環境の整備

災害時の公共施設の活動空間を有効利用するため、防災拠点として重要となる庁舎や執務環境における設備等の強化について、あらかじめ必要事項を定めておく。

ア 災害対策本部上重要な庁舎等の強化

大規模災害発生時に、災害対応にあたる職員の活動空間を確保するため、以下の対策等を通じ、勤務場所や備蓄物資等の配置計画、災害時に備えた庁舎設備の見直しを行う。

- ・ 庁舎浸水被害対策
- ・ 非常用電源浸水対策（南庁舎、西庁舎）
- ・ 消防本部浸水対策計画の策定と見直し
- ・ 浸水等の災害に備えた消防本部機能維持に係る施設改修

また、災害対策本部上重要な庁舎において、浸水時を想定した機能の移転調整等の見直しにより、行政機能を停止させることなく業務を継続する体制を強化する。

- ・ 市民文化会館（災害対策本部のバックアップ）の整備
- ・ 災害対策本部移転マニュアルの策定、見直し

イ 市有施設の非構造部材等の耐震対策の推進

地震による揺れに備えるため、市有施設の非構造部材等の耐震化状況を把握し、施設管理者が施設の天井の脱落防止措置を計画的に実施できるよう、技術的支援を実施し耐震対策を推進する。

ウ 市有施設の事務機器等転倒防止対策の推進

地震による揺れに備えるため、市有施設の事務機器等転倒防止対策の状況を把握するとともに、市有施設の事務機器等転倒防止の推進を図る。

エ 市有施設の窓ガラスの飛散防止対策の推進

地震による揺れに備えるため、市民等が活用する市有施設のガラス飛散防止フィルムの老朽化対策を必要に応じて実施するとともに、施設の更新や改修に併せて、強化ガラス等の採用による窓ガラスの飛散防止対策を推進する。

オ 市有施設のエレベーター安全対策改修の推進

地震による揺れに備えるため、市有施設におけるエレベーターの耐震改修を行う。
メーカーの開発により改修可能となったエレベーターから順次改修を行うとともに、エレベーターの更新時期を前倒しして安全対策を推進する。

カ 被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備

大規模災害発生時に、災害対策拠点として対応にあたる市有施設を継続して使用するため、市有施設の管理者が自ら管理する施設の応急危険度判定を実施するため、以下の対策等を推進し、実施体制を整備する。

- ・市内民間応急危険度判定士への協力要請、割振り施設等体制の見直し
- ・市有施設の応急危険度判定実施体制の整備
(市職員への被災建築物応急危険度判定士の養成促進など)

(3) 通信手段の確保と情報収集及び共有化

ア 通信手段の確保

防災行政無線、衛星携帯電話によって防災関係機関等外部及び支所、避難所等市内の防災拠点間との通信手段を確保する。

一方で防災行政無線、衛星携帯電話は、回線・所有数が限られているほか、通信設備そのものの損壊等により使用できなくなる可能性があるため、発災後速やかに設備の使用可否を確認し、災害対策本部に報告する。使用可能な回線の本数が不足した場合、充足するまでの間は災害対策本部の指示の下、共同利用する。

なお、各課の電話のうち、1回線については停電時でも利用が可能である。

イ 愛知県高度情報通信ネットワーク^{iv}

県機関、市町村及び防災関係機関には、愛知県によって地上系・衛星系に2重化された「愛知県高度情報通信ネットワーク（県防災行政無線）」が整備されており、一般電話回

^{iv} 愛知県高度情報通信ネットワーク

県、市町村及び防災関係機関を結ぶ無線システムで、災害時及び平常時において各種防災情報を伝達するシステム。

線が使用できない場合でも、関係機関との通信が可能である。

ウ 情報収集

市内の被害状況や震度、雨量、河川水位などの情報収集は、国、県、市、気象庁などの情報を最大限利用し情報収集する。また、愛知県高度情報通信ネットワークを始めとする防災関連システムも活用していく。

エ 情報の共有

発災直後からの被害情報や避難情報等については原則、豊田市災害情報支援システム^vを用いて、災害情報の共有化を図る。

オ 情報の伝達手段の多角化

市内の被害状況に関する情報や避難に関する情報の発信は、市民の安全の確保や避難行動への誘導などの面で極めて重要である。防災情報を市民に効率的に伝達するため、以下に示す既存の情報伝達手段の普及促進と併せ、新たな技術の導入も視野に入れた効果的な情報伝達手段について調査・検討を行い、情報伝達の多角化を推進する。

- ・ 豊田市防災行政無線と自治区放送設備との接続整備
- ・ 緊急メールとよた^{vi}の普及促進
- ・ 緊急速報メール及びエリアメール^{vii}の活用
- ・ C A T V 及びコミュニティFMとの災害時放送協定に基づく災害情報の提供
- ・ 無料公衆無線LANの整備
- ・ 戸別型情報伝達手段（防災ラジオ等）の導入検討・その他、新たな通信手段の検討

^v 豊田市災害情報支援システム

避難者、避難場所情報や被害情報を管理する庁内ネットワークシステム。

^{vi} 緊急メールとよた

豊田市内の緊急情報や気象情報等を配信するメールサービス（登録制）。

^{vii} 緊急速報メール及びエリアメール

豊田市内にある携帯電話に緊急情報を一斉配信するサービス（非登録制）。

(4) 職員の円滑な業務執行のための支援

ア 参集時の職員に対する物資・資材等の対策の推進

大規模災害発生時に、中心となって災害対応にあたる行政の人的資源を確保するため、参集時の職員用の食事、水及び簡易トイレの準備状況及び供給体制について検証し、物資・資材の確保を図る。

また、災害対応業務にあたる職員に対し、メンタルケアを実施する体制を確保する。

なお、女性のニーズに配慮した物資の備蓄・調達を行う等、男女共同参画その他、多様な視点を取り入れた対策の推進を図るとともに、災害対応時には管理責任者に女性を配置する等、女性の参画を推進する。

イ 職員に対する家庭内での備えに関する啓発

職員は、市民の生命と財産を守り、市の機能を維持するため、ひとりひとりが重要な責務を負う存在であることを踏まえ、迅速に参集し災害対応に専念することができるよう、食料、飲料水、その他生活必需品を備蓄していく。備蓄する非常用食料は3日間分以上（可能な限り1週間分程度）を目安とし、被害状況によっては長期化も想定されるので、勤務時間外に参集する場合は、各職員が可能な限り、飲食物等を持参するよう啓発する。また、平常時から個人レベルで非常用食料、飲料水などを備蓄するなど個人備蓄も推奨する。特に、持病薬等個人事情により、必要なものは職員自ら備蓄しておくよう啓発する。

また、家屋の耐震補強や家具固定、家族間での安否確認方法の整備、家族の保護の代替手段を講じる等、平常時から家庭内での備えを各課で率先して進めておく。

(5) 資機材等の確保

発災時に非常時優先業務を継続する上で、不可欠な資機材や用品等の確保に努める。さらに、災害により破損したり、不足したりする場合に備え、発災時に調達する手段を普段から確保する。

ア 市庁舎等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し

必要不可欠な資機材や用品とその保有状況を定期的に把握し、適切な在庫管理に努める。また、定期的な棚卸し等により、災害活動に必要となる物資や資機材の配備状況について確認・検証を図るとともに、各種協定について、庁内及び外部機関との重複を確認するなど、毎年度その実効性について確認する。

イ 水防倉庫・資機材の整備・充実

水害に備え、河川の水位上昇に伴う氾濫、冠水等による被害を軽減するため、水防倉庫の整備等、施設、資機材の整備・充実を推進する。

(6) 電力・燃料の確保

ア 防災拠点施設の非常用電源設備の確保

災害対応業務を担う拠点施設について、「防災施設の停電対策等に関する整備基準（平成26年度防災対策課）」に基づき、発災時の施設の機能を72時間以上確保するため、非常用電源設備の設置や改修等、充実を図る。

現状では、市庁舎などの防災上の重要拠点は、地震等による停電に備え、電気が復旧するまでの間の応急活動に支障が生じないように、非常用発電機を整備しているため電力供給が可能である。また、本庁舎においては、執務箇所には1か所ずつ非常用コンセントを設置

しており、これらの位置を確認しておく必要がある。庁外施設においては、非常用発電機の有無、能力等について確認し、非常時優先業務による必要性に応じて、停電時の対策を講ずる。

なお、外部電力は、これまでの災害事例から概ね3日程度で機能復旧する見込みとされているが、本計画では想定外も考慮する必要があることから、非常用電源への72時間以上の電力供給が可能となるよう備えるとともに、非常電力は、必要最低限の機器、設備に限定して使用するものとし、予め必要な機器、設備を限定しておくものとする。

イ 市庁舎等の燃料の調達体制、配備状況の見直し

大規模災害発生時に、市役所や消防署等において必要となる災害応急活動に従事する緊急通行車両や、災害対策本部となる市役所庁舎等の防災拠点における自家発電設備等の燃料確保を図るために、石油商業組合との協定等に基づき、協定調達業者からの迅速な燃料提供がされるよう、迅速に連絡をとれる体制を構築するとともに、燃料の運搬経路を確保できるよう情報の収集に努め、協定に基づく訓練を実施して検証するなど、円滑に燃料を確保できる体制を整備する。

また、各種協定について、庁内及び外部機関との重複を確認するなど、毎年度その実効性について確認しておく。

現状では、本庁舎においては、非常用発電機用の重油を備蓄している。また、ガソリンについても、小型発電機11台に使用するため、100リットルを確保している。

(7) 協定締結による協力体制の確立

大規模災害においては、市の備蓄だけでは対応しきれないため、関係機関・各種団体・企業等からの調達により補完する必要がある。また、市域を越えた広域災害の場合、本市は、内陸部に位置することや高規格道路等の交通の便の良い立地条件であることを生かし、他の自治体の支援のための拠点としての役割を担うことも想定される。これらを踏まえ、迅速かつ適切な災害対応体制を整備するため、協定等の締結を推進するとともに、平時から連絡体制を確認し、協定等の実行性の確保に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模災害による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加え、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

自治体間の協定 (平成29年2月28日現在)

区分	相互応援協定名	協定締結先
消防	愛知県内広域消防相互応援協定書	41自治体及び一部事務組合※豊田市含む
	西三河地区消防相互応援協定書	16自治体及び一部事務組合※豊田市含む
	愛知県下高速道路における消防相互応援協定書	24自治体及び一部事務組合※豊田市含む
	豊田市瀬戸市消防相互応援協定	瀬戸市
	豊田市尾三消防組合消防相互応援協定	尾三消防組合
	豊田市日進市消防相互応援協定書	日進市
	豊田市三好町消防相互応援協定書	みよし市
	豊田市土岐市消防相互応援協定書	土岐市
	豊田市恵那市消防本部消防相互応援協定書	恵那市
	豊田市瑞浪市消防相互応援協定書	瑞浪市
	豊田市南信州広域連合消防相互応援協定書	南信州広域連合
	衣浦豊田道路における消防相互応援協定書	衣浦東部広域連合
	東海環状自動車道における消防相互応援協定書	瀬戸市、多治見市、土岐市、可茂消防事務組合、中濃消防組合
救助	愛知県防災ヘリコプター支援協定	72自治体及び一部事務組合※豊田市含む

区分	相互応援協定名	協定締結先
水道	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部、愛知県
	災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書	知立市
	災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書	愛知県中部水道企業団
	緊急連絡管の取扱いに関する協定書	刈谷市
	緊急連絡管に関する協定書	安城市
	水道緊急連絡管に関する協定書	岡崎市
廃棄物・下水処理	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、県内市町村
自治体応援	中核市災害相互応援協定	48自治体 ※豊田市含む
	榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定	上越市、館林市、姫路市
	東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定	多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、土岐市、美濃加茂市、可児市、瀬戸市
	広域幹線道路ネットワーク都市災害時相互応援に関する協定	中津川市
	外国人集住都市会議災害時相互応援協定	26自治体 ※豊田市含む
	西三河災害時相互応援協定	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
	災害時相互応援に関する協定	福島県 矢吹町、宮城県 女川町、七ヶ浜町、東松島市、亶理町
	災害時相互応援に関する協定	海老名市

民間事業者等との協定 (平成29年2月28日現在)

区分	相互応援協定名	協定締結先
情報処理・発信	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
	災害時の放送に関する協定	ひまわりネットワーク株式会社
	災害緊急放送に関する協定	エフエムとよた株式会社
消防	消防・防災に関する応援活動協定書	トヨタ自動車株式会社
	消防活動の協力に関する協定書	愛知県クレーン協同組合
医療	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人豊田加茂医師会
	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人豊田加茂歯科医師会
	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人豊田加茂薬剤師会
保健衛生	避難所等における食品の衛生確保の協力に関する協定書	豊田市食品衛生協会
	防疫活動等に関する協定書	公益社団法人愛知県ペストコントロール協会
要配慮者等支援	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	34施設(高齢者施設:27施設、障がい者施設:7施設)
	災害時における被災要保護児童の受入れに関する協定	社会福祉法人愛知玉葉会 梅ヶ丘学園
	災害時における外国人支援への協力に関する協定	公益財団法人豊田市国際交流協会
埋葬	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	12事業者
	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	7事業者
水道	水道施設の応急復旧に関する協定書	豊田市管工事業協同組合
	災害時における簡易水道施設応急対策に関する協定書	豊田北部簡易水道組合
	災害時における水道施設の復旧活動に関する協定書	53水道施設施工業者
ガス	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	一般社団法人愛知県LPガス協会西三河支部

区分	相互応援協定名	協定締結先
救助物資輸送	災害救助物資の緊急調達に関する協定	9団体
	災害救助物資の緊急調達に関する協定	キングパン協業組合
	災害救助物資の緊急調達に関する協定	豊田製パン株式会社
	名古屋市近隣市町村と 生活協同組合コープ あいちとの災害時応急生活物資供給等の協力 に関する協定	生活協同組合コープあいち
	災害時の物資輸送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社
復旧作業	災害巡視応急対応業務、緊急修繕業務及び道路 雪氷対策業務	建設業者 62 社
	災害時における応急対策業務に関する協定	豊田都市整備研究会(土木系会員数 69 社)
	災害時における応急対策業務に関する協定	豊田加茂建設連合協同組合豊田土木支 (会員数 19 社)
	災害時における応急対策業務に関する協定	協同組合豊田土木建設協力会 (会員数 10 社)
	災害時における応急対策業務に関する協定	豊田市アーバングリーン協会(会員数 24 社)
	地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定 書	公益社団法人愛知建築士会
	地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定 書	公益社団法人愛知県建築士事務所協会
	災害時における応急対策業務に関する協定	豊田広域測量設計研究会
	災害時における応急対策業務に関する協定	豊田市測量設計協力会
災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	
用地・施設提供	災害発生時における 災害復旧用オープンスペースに関する協定書	東邦ガス株式会社
	災害発生時における 災害復旧用オープンスペースに関する協定	中部電力株式会社
	災害救助活動のための施設の利用に関する協定	あいち豊田農業協同組合
資機材提供	災害時における応急措置資機材の提供等 に関する協定	豊田みよし石油協同組合
廃棄物処理	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の 協力に関する協定	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会
	災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定書	公益財団法人豊田加茂環境整備公社
	災害時における環境調査に関する協定	一般社団法人愛知県環境測定分析協会
ボランティア 支援	豊田市災害ボランティア支援センター等に関する 協定書	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
その他支援	災害時における支援協力に関する協定書	トヨタ自動車株式会社
	全国公設地方卸売市場協議会関東・中部ブロック 会 災害時相互応援に関する協定書	29 開設者
	協定書(災害応急対策実施のために使用される 緊急通行車両の事前届出に関する協定)	株式会社ワンビシアーカイブズ名古屋支店
	災害時における避難者等の受入れに関する協定	株式会社善都
	防災・減災に関する協定	市内5大学等

6 今後の取組

(1) 計画の見直し

業務継続力の向上は、計画の策定後も職員への研修・訓練、訓練結果の検証を踏まえた計画の見直し等により、継続的に取り組む必要がある。

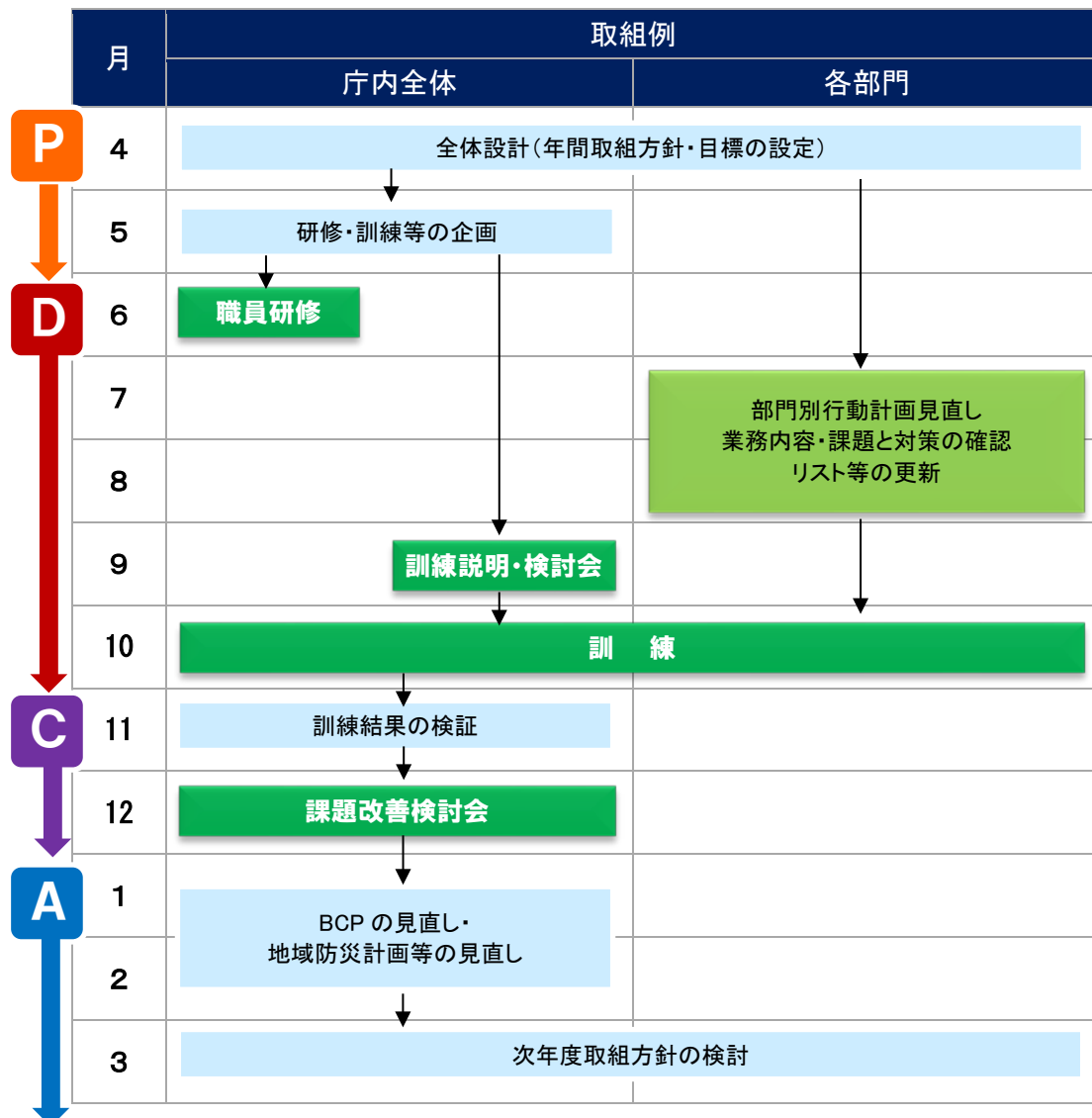
毎年の人事異動により、各所属では職員が入れ替わるため、非常時優先業務の実施体制の確認が必要となるほか、周辺環境の変化に伴って業務手順の修正が必要となる場合もある。また、突然の大規模災害に際して、資源の制約がある中で遅滞なく非常時優先業務に着手するため、平常時から各所属で適切に業務継続体制を管理することが重要である。

これら業務継続に関する平常時からの取組は、BCM (Business Continuity Management) と呼ばれ、各所属で主体的かつ継続的に実施する仕組とすることが望ましい。

ア 業務継続推進体制による計画の運用

本計画を職員の間に着させ、ボトルネック課題の改善等に取り組むため、1 (6) 記述の推進体制により、本計画の運用を図る。年間の取組案を以下に示す。

年間を通じた BCM の取組の流れ (例)



イ 本計画の見直し・更新

社会的な外部環境の変化や毎年の人事異動に伴う組織の変化、新しい情報や災害用蓄積など、組織内部にある資源は絶えず変化している。今後、4（1）記述のPDCAサイクルにより定期的かつ継続的に業務継続計画及び部門別行動計画の見直し・更新を行う。

見直し・更新は、年度ごとに実施するほか以下の場合をとらえて実施する。

- （ア） 被害想定の更新時
- （イ） 地域防災計画の改定の中で本計画の改定に資する内容があった時
- （ウ） 事務事業の見直しなど組織改編時
- （エ） 小規模災害の対応の中でボトルネック（課題）が明らかとなった時
- （オ） 計画内容の点検・検証を行うための訓練等の実施時

（2）災害対策関連の計画・条例等の見直し

ア 豊田市防災基本条例及び豊田市地域防災計画・水防計画の見直し

豊田市地震被害予測調査の結果及び国土強靱化に関する取組等を踏まえ、必要に応じて豊田市防災基本条例の見直しを行い、災害対策の推進を図る。

また、豊田市防災基本条例の理念に基づき、豊田市地域防災計画・水防計画の見直しを毎年実施する。

イ 豊田市災害対策推進計画のフォローアップ

豊田市災害対策推進計画に記載された各事業の進捗の確認、対策の充実、各項目の実効性の強化等、本市の災害対策における課題等について継続的に総括的な検討と見直しを行い、実効性を確保する。

ウ 地震防災対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画の見直し

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地震財特法）に基づく計画の修正、「地震防災対策特別措置法」（地防法）に基づく計画策定等を必要に応じて行う。

（3）研修・訓練の実施

業務継続は所属全体に関わる問題であり、職員ひとりひとりがその意味と重要性を理解し、自らが果たすべき役割やいざというときに求められる行動を日ごろから認識する必要がある。本計画や関連資料を配付するのみでは十分でなく、職員が業務継続の考え方を理解し、組織にしっかりと根付かせ、定着させることが重要であり、職員への普及啓発のための手法として、研修・訓練を行う。

なお、研修・訓練の実施にあたっては、男女共同参画その他、多様な視点を取り入れた企画・運営となるよう工夫し、職員の災害対応力向上を図る。

ア 研修

各対策部の新任者等を対象とし、BCPの概要、被害想定、非常時優先業務の考え方、発災時の行動、過去の災害からの教訓等の周知・啓発を図る防災基礎研修を企画し、実施する。

また、業務継続は、個別の非常時優先業務の実施のみならず、意思決定や対応判断をも

含めた全体に関わる内容であるため、幹部職員に対する研修も企画し、実施する。

なお、職員研修については、座学・演習等の形式によるほか、Eラーニング制度など、様々な手法を活用し、内容の充実を図る。

イ 訓練

限られた資源を有効利用し、優先的に着手する業務や休止する業務の判断と実施手順等を検証するため、実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練（ロールプレイング型、討議型等）を反復・継続して実施・検証し、災害対応能力を強化する。また、各所属が行う防災訓練等の機会に業務継続に関する事項を取り入れ、本計画の実効性を検証する。

訓練実施後は、得られた結果を分析・検証し、非常時優先業務の実実施手順を見直すなど、PDCAサイクルにのっとして改善を図る。

ウ 防災人材育成プログラムの開発

市職員の防災力を高めるため、防災研修及び訓練を体系的なプログラムで実施し、職員の防災意識の高揚及び災害対応能力の向上を図る。

(4) 部門別行動計画の更新及び各対策部・対策班のマニュアル整備

部門別行動計画において各部門にて担当する業務、またその手順を明文化しておく必要がある。これらの文書は、PDCAサイクルに基づき計画の見直し・更新の時期を効果的に利用して毎年、確認し整理する。また、詳細を示した対応マニュアルについては、対策班ごとに整備する。

ア 点検、確認

(ア) 部門別行動計画の掲載内容の確認、更新（年度末、年度当初）

新しい年度ごとに、想定参集名簿、意思決定順位の確認、非常時優先業務の手順、部門別に解決すべきボトルネック、関係機関連絡先の確認を行う。

(イ) 必要人数の確認（年度末、年度当初）

想定参集名簿の更新結果を踏まえ、非常時優先業務を遂行するために必要な人数及び不足する場合の対策の確認を行う。

(ウ) 資源の点検確認（随時）

非常時優先業務を遂行するために必要な資源のチェック、使用しているシステムの紙出力台帳の管理を行う。

(エ) 執務環境の点検（年度末、年度当初）

非常用コンセント、通信機器など、大規模災害時の重要インフラの点検を実施する。また、執務環境内の棚などの固定状況などについて点検する。

(オ) その他関連資料の充実（随時）

非常時優先業務を遂行するために必要な個別マニュアルや様式、参照リスト等の関連資料について、記載内容の見直しや時点修正を行い、常に最新状態に保っておく。

イ 作業手順の見直し

業務の作業手順については、作業項目及び実施に必要な個別マニュアル等の情報を明文化し、対策班ごとに部門別行動計画ファイルに綴じ保管する。前述の点検、確認結果を踏まえ、必要に応じて業務項目や手順の見直しを行う。

ウ ボトルネックの確認

非常時優先業務を実施するに当たって十分ではない資源や課題の解決に向け、ボトルネックの解消状況及び新しく明らかになったボトルネックの精査を行う。

ボトルネックについては、各所属が主体的に改善すべきもの、部門ごとに解決すべきもの、全庁的に解決すべきものとのわけ、全庁的に解決すべきボトルネックは防災対策課が全体調整をしながら解決を図るとともに、各所属や各部門で主体的に実施できるものについては、積極的かつ計画的に改善を推進していくものとする。

(5) 指定管理者等への周知と連携

本市庁外施設及びその他設備・施設管理等を行っている指定管理者及び外郭団体並びに事業者等に対して、豊田市業務継続計画を周知し、大規模災害時の対応等について事前に決めておく。

(6) 新しい技術等積極的な活用

豊田市では、全国に先駆け、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCHV）など次世代自動車の導入と太陽光発電によるPHV充電施設や水素ステーションの整備を進めている。PHV等の次世代自動車は、大容量の蓄電機能を備え、通常時の家庭やコミュニティの電力平準化だけでなく、非常時の住宅や避難所への電力供給源として期待されており、また、太陽光発電による充電施設からも非常用電源として利用可能である。また、次世代自動車の情報機能を活用した新しい移動支援システムの開発や情報伝達の迅速化、多重化も期待できる。

このように、豊田市が進めている環境モデル都市、ITS実証実験モデル都市、そして次世代エネルギー・社会システム実証など、環境や交通、エネルギーに係る次世代技術の開発・実用化と普及に向けた取組は、通常時はもちろん、大規模災害時の活用可能性が大きいため、今後とも国や企業とともに新しい技術の活用に向けて積極的に取り組み、非常時優先業務の執行環境の向上を図っていく。

豊田市業務継続計画（BCP）

平成 29 年 2 月 改定

平成 24 年 9 月 策定

編集・発行 豊田市社会部市民安全室防災対策課

〒471-8501

愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地

TEL 0565-34-6750

FAX 0565-34-6048

Eメール bousai@city.toyota.aichi.jp
